

平成21年3月第1回八街市議会定例会会議録（第4号）

.....

1. 開議 平成21年3月2日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

1番 桜田秀雄
2番 林修三
3番 山口孝弘
4番 小高良則
5番 湯浅祐徳
6番 川上雄次
7番 中田眞司
8番 古場正春
9番 林政男
10番 新宅雅子
11番 横田義和
12番 鯨井眞佐子
13番 北村新司
14番 古川宏史
15番 山本義一
16番 京増藤江
17番 右山正美
18番 小澤定明
19番 京増良男
20番 丸山わき子
21番 加藤弘
22番 山本邦男

.....

1. 欠席議員は次のとおり

なし

.....

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

市	長	長谷川 健一
副市	長	高橋 一夫
教 育	長	齊藤 勝
総 務 部	長	山本 重徳
市 民 部	長	小倉 裕

経 済 環 境 部 長	森 井 辰 夫
建 設 部 長	並 木 敏
会 計 管 理 者	伊 藤 はつ子
教育委員会教育次長	尾 高 幸 子
農業委員会事務局長	藤 崎 康 雄
監 査 委 員 事 務 局 長	江 澤 弘 次
選挙管理委員会事務局長	加 藤 多久美
財 政 課 長	長谷川 淳 一
水 道 課 長	醍 醐 文 一
国 保 年 金 課 長	石 毛 勝
介 護 保 険 課 長	醍 醐 真 人
下 水 道 課 長	吉 田 一 郎
学校給食センター所長	石 井 勲
総 務 課 長	加 藤 多久美
厚 生 課 長	藏 村 隆 雄
農 政 課 長	浅 羽 芳 明
道 路 河 川 課 長	勝 股 利 夫
庶 務 課 長	河 野 政 弘

.....

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	今 井 誠 治
主 査	水 村 幸 男
主 任 主 事	栗 原 孝 治
主 事	大 塚 真 紀

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第4号）

平成21年3月2日（月）午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

○議長（山本邦男君）

ただいまの出席議員は22名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程に入る前に報告します。

監査委員から2月予算執行分にかかる例月出納検査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

以上で、報告を終わります。

日程第1、一般質問を行います。

傍聴の方に申し上げます。

傍聴人は、傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明、または騒ぎ立てることは禁止されています。

なお、議長の注意に従わないときは、地方自治法第130条の規定により、退場していただく場合がありますので、あらかじめ申し上げます。

順次質問を許します。

最初に、日本共産党、京増藤江議員の個人質問を許します。

○京増藤江君

それでは、私は、地方自治体の仕事である住民の安全、健康及び福祉を守るという点から次の3点にわたって質問いたします。

まず、安心の国民健康保険についてです。

1958年に創設された国民健康保険制度は、「社会保障及び国民保健の向上」を目的とし、他の医療保険に加入しない全国民に医療を保障するものです。ところが、自公政権が強行してきた窓口負担増や保険証取り上げ、医師不足や地域医療の荒廃で国民皆保険制度は重大な危機にさらされています。保険証一枚で、だれもが安心して受けられる医療制度にすることが求められています。

そこで、まず、すべての国民健康保険加入世帯に保険証交付をについて伺います。

病院の窓口でかかった医療費の全額を払わなければならない資格証明書が、平成20年1月21日現在、419世帯に発行されました。そのうち、所得が200万円以下の世帯は36.5パーセント、100万円以下の世帯では21.7パーセントであり、所得が低い世帯ほど資格証明書が発行される事態となっており、改善が求められます。

国民健康保険証取り上げについての日本共産党の小池参院議員の質問主意書に対し、平成21年1月20日に政府見解が示されました。その内容は、「子どものいる世帯に限らず、医療が必要で医療費負担が難しいと市町村に申し出れば、国保税を払えない特別な事情に準ずる」と考え、「緊急的な対応」として短期保険証を発行できる。この場合、滞納保険料の納付を条件にしないというものです。この政府見解も踏まえ、資格証明書の発行廃止を求めるがいかがか。

2点目に、だれもが払える国民健康保険についてです。

八街市においては、国保税引き上げのたびに収納率が下がっていますが、特に平成16年4月に平均で63パーセント引き上げて、さらに収納率が下がり、平成19年度決算では45.69パーセントまで落ち込みました。不況で経済・生活状況が悪化する中、滞納していた国保税を督促されたので、借金して払ったという声もあり、高過ぎる国保税が生活を圧迫しています。

また、昨年10月から65歳以上の国保世帯では、年金から国保税を徴収する特別徴収が始まりました。今まで保険税を納められなかった世帯からも年金から徴収をして、生活は成り立つのかということも懸念されます。

一般会計から繰り入れをして、だれもが払えるよう国保税を引き下げて、市民の命、暮らしを守るという自治体の使命を果たすことを求めるがいかがか。

また、現行の保険税減免制度は、市民の実態に合わず、利用しづらい制度となっています。保険証交付について、「医療が必要で医療費負担が難しいと申し出れば、国保税を払えない特別な事情に準ずる」と政府は答弁しているのですから、減免制度にも、この内容を適用して、制度を利用しやすくするよう見直しを求めるがいかがか。

大きな2点目に、後期高齢者医療制度についてです。

社会に長年貢献してこられた高齢者の方々が、安心して医療を受けられるようにするのは当然です。ところが、昨年4月から75歳以上の高齢者を他の世代から切り離して、受けられる医療も制限する、「現代の姥捨て山」と言われる高齢者医療制度がつくられました。世界でも類を見ない高齢者を差別する医療制度で、国民の大反対により、既に参院では廃止法案が採決されました。きっぱりと廃止すべき制度ですが、この制度では保険料が1年間滞った場合、保険証を取り上げられ、資格証明書が発行されます。国民健康保険のときは、老人保健法によって保険税を払えない高齢者にも保険証が交付され、安心して病院にかかれました。新たな制度において、資格証明書の発行をすべきではないと思いますが、どのように検討されているのか伺います。

次に、保険料軽減対策についてですが、市町村における保険料の独自軽減措置を妨げる法的な規定を国は定めてはいません。低所得者に対する市独自の軽減対策を求めるがいかがか。

さらに、制度の廃止を国に求めるべきと思うがいかがか。

大きな3点目に、交通安全対策の強化についてです。

その1点目に、踏切の安全対策についてです。

市全体の踏切の安全対策をどう進めるのか伺います。また、事故が多い新氷川踏切の安全対策を早急に実施すべきと思いますが、一方通行にするなどの当面の対策、また、抜本的な対策をどう進めるのか伺います。

最後に、道路の安全対策についてですが、交通量が多いにも関わらず、狭くて危険な一区50号線の道路拡幅を求めるがいかがか。

以上、明解な答弁を求めて、1回目の質問を終わります。

○市長（長谷川健一君）

日本共産党、京増藤江議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項１．安心の国民健康保険について答弁いたします。

（１）①ですが、資格証明書の交付は、国民健康保険制度の趣旨を理解し、保険税をきちんと納めている方との公平性を確保するため、また滞っている保険税を納めていただくために必要な措置であると考えており、今後も納税意識の低い者や悪質と思われる滞納者につきましては、この措置を適用していく考えでございます。

資格証明書の交付に当たっては、昨年度から副市長を委員長とする被保険者資格証明書等交付審査会を設置したところであり、この審査会で当該年度における取り組みの基準を取り決めております。

平成２０年度におきましては、被保険者証の返還を求める基準を３カ年以上の滞納があり、かつ１９年度・２０年度において納税がないこととしたところであり、平成２０年１２月３１日現在、３９４世帯に資格証明書を交付しております。

また、同時に特別の事情がある者や厚生労働省で定める公費負担医療の対象者は、法令により除外することとしておりますが、市独自の緩和措置として、中学生以下の方本人に対して、短期被保険者証を交付することも取り決めたところであり、１２月３１日現在、３０世帯４８名の方に、この緩和措置を適用しております。

資格証明書の交付措置は、厳しい措置とは思いますが、皆さんが安心して医療を受けられるよう、国民健康保険制度を守っていくために必要な措置でありますので、ご理解をお願いします。

次に、（２）①ですが、国保は保険税等の収入に応じて医療給付費等の支出を抑制することができず、支出にあわせた収入を確保しなければなりません。医療給付費等が増加していく場合には、保険税を値上げるか、一般会計からの繰り入れにより賄うか、どちらかを選択することとなりますが、一般会計からの繰り入れは、国保加入者以外の市民も含めた負担となることから、不公平感を招くことが懸念されます。

国保特別会計の決算状況を見ますと、療養給付費などの医療給付費は、毎年、顕著に増加し続けておりますが、歳入の根幹である保険税調定額は、年々減少しております。赤字補填的一般会計繰入金は、平成１８年度は３千万円だったのに対し、平成１９年度は６千５１８万円に拡大しており、これからも、厳しい国保運営が続くことが推測されます。

国保制度については、今年度スタートした後期高齢者医療制度や保険税の納付方法の変更など、大幅な改革が行われたところであり、いまだ新しい国保制度が定着したと言いがたい状況でございます。

また、一方、国の動向を見ますと、政府は後期高齢者医療制度と国保制度の見直しを平成２１年度中に実施するとしております。このことから、平成２２年度に再び国保制度が、大きく変わることも予測されるため、また、現行の国保制度の定着を図る必要があることから国保財政は非常に厳しいところではありますが、平成２１年度に向けた保険税率等の改定を

行う考えはございません。

次に②ですが、保険税の減免につきましては、八街市国民健康保険税条例及び同施行規則に基づき規定をいたしました。八街市国民健康保険税減免取扱要綱に基づき、運用をしており、災害等により住居等に甚大な損害をこうむったときや、解雇・倒産等による失業、疾病・負傷等による就労不能により、その年の所得が皆無または減少したことにより、担税能力を著しく喪失したときなどが減免の対象となります。

運用に当たっては、減免申請をされた方が取扱要綱に規定している担税能力を著しく喪失した方であるかが減免承認のポイントとなります。解雇や倒産による失業により、一時的に所得が低下した場合でも、健康で働ける状況にある場合は、担税能力を著しく喪失した者と認められないことから、減免制度は適用せず、一時的な所得低下のための対応として、徴収の猶予である延納や分割納付などの緩和措置を行うこととしております。

減免制度を拡充する見直しを行った場合、減収部分について、他の国保加入者に保険税として負担をしていただくこととなりますので、制度の見直しは保険税の増税につながることでありかねませんので、減免制度の運用や見直しに当たっては、慎重に対応しなければなりません。

減免制度につきましては、税負担の公平性の観点から、判断が難しいところですが、現行の減免取扱要綱に基づき、適切に運用をしまいる所存でおります。

次に、質問事項２．後期高齢者医療制度について答弁いたします。

(１) ①ですが、資格証明書の発行については、高齢者の医療の確保に関する法律によりますと、保険料を滞納している被保険者が当該保険料の納期限から１年以上保険料を納付しない場合としておりますので、保険料の第１期納期限が７月３１日でありますことから、早ければ８月から実施されることとなります。

政府からの通知では、資格証明書は相当な収入があるにも関わらず、保険料を納めない悪質な者に限って適用するとしていることから、資格証明書が自動的に交付されることはないものと考えております。

千葉県後期高齢者医療広域連合は、資格証明書の交付基準の策定を開始したところですが、具体的な運用基準や実施時期などの検討は、これから被保険者との直接の窓口となる構成団体と十分な協議を重ねていくとしておりますし、また、本市は幹事市でございますので、実情に合った運用基準の策定に向けて取り組んでいきたいと考えております。

次に②ですが、後期高齢者医療制度は、７５歳以上の方を対象とした新たな医療制度であり、開始当初は国保世帯から分離して、新たに保険料が発生することから、世帯の負担が増加するのではないかと心配しておりました。

昨年７月、後期高齢者医療保険料と国民健康保険税を合わせた世帯の負担額が確定したため、制度開始前の国保税額と比較したところ、新たな医療制度の開始により、約８割の世帯において、負担の軽減につながっていることがわかりました。

後期高齢者医療保険料は、保険者である千葉県後期高齢者医療広域連合が決定しており、

本市が保険料の軽減を制度化することはできないことですし、ご質問の保険料に限ってみれば、世帯の負担軽減につながっていることから、市の独自の施策として、臨時給付金などの支援制度も必要のないものと考えております。

次に③ですが、後期高齢者医療制度は、国民皆保険制度を将来にわたり維持するため、現役世代と高齢者で、ともに支え合う医療保険制度として創設されました。ところが、75歳という年齢で線引きをしたことや、保険料を加入者全員に求めること、さらには強制的に年金から天引きされてしまうことについて、説明が行き届かぬうちに開始されたことで、混乱を招きました。このことを踏まえ、政府は、広報の実施や低所得者に対する軽減措置の拡大、納付方法の選択制の導入などの見直しを行いました。さらに、今後1年を目途に必要な見直しをしていくとの指針を打ち出しておりますので、新たな制度改正が行われた場合、市民の皆さんにいち早く情報を伝えられるよう努めてまいりたいと考えております。

医療保険制度は、不慮の事故のリスクを全体でカバーするという保険の性質から、一般に規模が大きいほど安定しますし、不測の高額医療が発生した場合の財政負担も緩和されます。

また、本市の場合、本医療制度の創設により、約8割の世帯が負担の軽減につながっております。このことから、単に後期高齢者医療制度を廃止し、従前の老人保健制度に戻すことには、賛成しかねるところであります。

次に、質問事項3. 交通安全対策の強化について答弁いたします。

(1) ①ですが、現在、市内には11カ所の踏切があり、このうち、2カ所は、国道及び県道に関係するもので、残り9カ所が市道に関係するものとなっております。

踏切の安全対策は、踏切自体を広げたとしても十分な効果が得られませんので、前後の道路整備にあわせ、一体として整備を行ってこそ、効果が上がるものと認識しております。

最近の例を申し上げますと、平成18年度に実施した富山踏切の拡幅については、市道文違1号線の道路改良事業の一環として実施されたものであります。

以上のことから、踏切の安全対策は、前後の道路整備計画を立案する際に、その中に盛り込むべきものと考えておりますが、現在、そのような道路整備計画はございません。

したがいまして、それまでの間は、踏切を通行する際には、十分注意していただくよう、皆様にご協力をお願いしたいと考えております。

次に②ですが、新氷川踏切につきましては、平成17年度に事故が発生しており、市やJRにおいて、安全確保を図る観点から、その対策として、注意看板を設置し、利用者へ注意を喚起しているところであります。既に、ご承知のこととは存じますが、踏切の拡幅や改良などに対するJRの考え方は、踏切の総延長を増やさないようにすることや、平面交差がないように高架式や地下式を採用することを勧めております。この踏切は、市道102号線に接しているため、車の待機スペースが、ほとんど確保できないという特殊な事情があることから、平面構造的に見て、抜本的な安全対策を講じることには無理がありますので、ご理解をお願いいたします。

また、通行する皆様には、安全確認の徹底をお願いしてまいりたいと考えております。

次に（２）①ですが、ご指摘の市道一区５０号線につきましては、歩道を設置するなどの道路の拡幅整備計画がありました。用地を確保する段階で、一部の土地所有者の理解が得られず、現在は休止状態となっております。

しかしながら、本路線は将来的にも歩道を含めた道路の拡幅整備が必要であると考えておりますので、土地所有者の意向を踏まえるとともに、市道の整備状況や財政状況などを勘案し、関係者の方々のご理解、ご協力を求めてまいりたいと考えております。以上です。

○京増藤江君

それでは、順次、質問いたします。

まず、国民健康保険についてなんですけれども、３９４世帯に資格証明書が発行されている状況ですけれども、この３９４世帯に対しては、個々の事情はきちんと聞いているのかどうか、伺いたいと思います。

○国保年金課長（石毛 勝君）

お答えいたします。まず、昨年１０月に資格証明書の交付を行ったところでございますが、その段階で、先ほど市長の答弁にもございましたが、審査会を開きまして、３年間の滞納があつて、なおかつ１９・２０年と一度も納付がないという方につきまして、資格証明書を発行したところでございます。

この発行するまでの間に、納税課、また私どもの方で夜間の電話催告ですとか、また、お宅を訪問する臨戸徴収等の方法をとって、不在であればお手紙を置いてきたり、また、なおかつ資格証明書を発行する前には、お手紙をお出しして、納税のご相談に来ていただくというようなことで、また、資産等の調査もさせていただいたりしております。その後においても２０数件いらしていただいて、資格証明書から短期保険証に変わったという実績もございます。現在のところも、そういう資格証明書を交付した世帯につきましては、納税課と私どもで、何とかお話をさせていただく機会を設ける努力をしているところでございます。

○京増藤江君

今の答弁では、留守の方も結構いらっしゃるということで、実際には、この３９４世帯の中で、どのくらいとお話しできたのか。そのことをお聞きしたいと思います。

○国保年金課長（石毛 勝君）

当初４３０件ほど出しまして、現在のところ資格証明書を発行しています３９４世帯、この方々については、まだそういう機会が設けられない方でございます。

○京増藤江君

これは、機会が設けられないでも、資格証明書を出しているということは、本当に病院にかかれない状況を市自らが作り出しているということだと思ふんですよ。私も相談を受けるときに、「督促が来る、たくさん払わなきゃいけないから、もう放ってある」と、このようにおっしゃるんです。もう、自分はもともとそんなに払えないから、相談をしても仕方がないというふうに、あきらめていらっしゃる方が多いわけなんです。ですから、先ほどから市長も答弁されておられたように、悪質な方には資格証明書を発行するという方針なんです

から、この話もしていないわけですから、悪質かどうか、わからないでしょう。八街市の場合は、資格証明書で本当に病院に行けないで困る。もともと収入が少ない方々が多いんですから、督促されてもできないわけですよ。まず、お話をして、本当に資格証明書を出さなきゃしょうがないのかと、こういうことが必要だと思うんです。

ですから、この394世帯について、もしも市の方に相談に来られたならば、きちんとお話をすると。そして、お金がないために病院に行くことが必要なんだけど、保険料を払えませんという場合には、分納の約束をしなくても、国の方針に従って短期保険証を渡しますか。そのことを伺います。

○国保年金課長（石毛 勝君）

今のご質問でございますが、以前から私どもの方は悪質な方々と、まず、基準を設けないことには、本当に納められない方、また、今お話もありましたけれども、お会いした方では、「私は国保はいらない、保険証なんかはいらないよ」という方も中にはいらっしゃるんですね。そういう方との折衝をまずさせていただくことが、私どもの務めでございます。その原因を究明する上で、その方がどういう状況なのか。そういうことで、私どもの方は納税課の方で資産の調査ですとか、現在、例えばお勤めでしたら、お勤めの所得の調査ですとか、いろいろと調査をさせていただいています。その中で基準を設けた範囲で、資格証明書をお出ししています。

それと、窓口で国保税が払えないから、お医者さんにかかれなから保険証をくださいということに対する対応ですが、今までも資格証明書が出ている方で、急遽入院されるという方には、保険証をお出ししています。まず、病気を治すことが先決でございますので。その後、やはり私どもは何度か折衝させていただいて、少しずつでも何とか納めていただくということで、延納、もしくは分割納付のご相談をさせていただいて、資格証明書が回避されている方も中にはいらっしゃいます。

それと、先般、ドクターヘリでこちらの方で病院に運ばれた方がいらっしゃいました。これちょうど、私どもで、その方が資格証明書であったということで、ご家族の方にいらしていただいて、保険証を交付して対応したというケースもございます。やはり、お会いしてお話を伺った上で、保険証の交付はさせていただきたいというふうに考えています。

○京増藤江君

ただいまの、今の答弁にもあったように、保険証がないと重病にならなきゃ行けないわけですよ、病院に、怖ろしくて。本当に、そんなふうにドクターヘリで運ばれたり、そして入院して、ようやく保険証がもらえる話ができるわけですよ。それに、私も本当にいろんな方とお話をすると、怖くて行けないんですから。お金を払わなきゃいけないということが怖いわけですよ。

それで、私は先ほどからお聞きしているのは、国の方が支払いが困難な、困窮している、そういう方たちには相談によって短期保険証が出せると、通知を出しているわけですから、その旨を例えばお留守のところには、そういう旨を文章として同封して、そして相談に乗っ

たらいかがですか。そうしたら安心できると思いますよ。いかがですか。

○国保年金課長（石毛 勝君）

いろいろとご指導いただいているところですが、私どもも納税課とタイアップしてやっていますが、お宅へ訪問しまして、単にこれだけの滞納があるから納めてくださいという通知だけではございません。当然のこと、私どもの方で、その状況等をお聞きしたいということでの内容も含めております。それと、ちょっと私の聞き方が悪いのかもしれないですが、悪徳な取り立て業者のような行動は、一切、私どもはしておりませんので、あくまでも平等である国保運営をするために、少しずつでも何とか、その滞納分を解消していただくということが、私どもの務めでございますので、今後もその気持ちは全職員持って対応していきたいというふうに考えています。

○京増藤江君

私ども共産党は、国保については、市民の命と健康を守るということで、これは本当にどうしたら守れるかということで、これはいつも取り上げているんですけども、新しい方針が政府の方からも出ているわけですから、とにかく保険証を出していくと、資格証明書をやめていくという方向で、私はやっていただきたいと思うんですよ。そして、それでお金が足りなければ、きちんと国だって物申すことができるわけですよ、市がきちんと仕事をしていれば。ですから、私はそのことを強く要求しておきたいと思います。

それで、八街市は、この印旛管内でも大変自殺の率が高い状況が続いているわけですね。全国の統計を見ましても、病気を苦にして自殺されると、そういう方も多いわけですから、ぜひ、そういうところでは、どうやって市民の命を守るかということで、私は頑張っていたきたいと思うんです。

それから、後期高齢者医療制度について、これは高齢者の皆さんが払えなくても悪質な人には資格証明書を発行するというようなことをおっしゃっている答弁なんですけれども、これは、国民健康保険に加入しておられたときには、ちゃんと保険証をもらえたんですから、それよりも改悪していくということは、高齢者の方に本当にすまないと思うんですよ。払えない方にも、きちんと保険証を渡す、それが必要だと思うんです。議長も広域連合に出ているらっしゃるんですから、私はこのことは、ぜひ強く言っていただきたいと本当に思います。

8月から実施されるということになるんですけれども、ぜひとも保険証を渡す方向で行くということを、私は再度確認しておきたいんですが、どうですか。

○国保年金課長（石毛 勝君）

お答えいたします。市長の答弁の中にも含まれておりましたが、現在のところ広域連合の方で昨年末から何度か、担当者の会議、また担当課長会議、私ども現在、幹事市になっております。17市町村による幹事市のかなり熱のこもった討議をされております。現在、私どもで掌握している範囲としては、一応、8月が丸1年、納期から到来するということで、その段階で滞納状況等がきちんと把握できるということで、そこに向けて広域連合は今年度中には、何とか運用基準等も定めていきたいというようにっております。担当者の会議もや

っておりますので、その中で各市町村、当然、国保は基準がまちまちでございます。それをすべてまとめまして、県内統一した見解を出すということで、ただ、基本的にやはり高齢者の方でございますので、極力、資格証明書を出すということは避けたいというのが、各市町村の担当者の考え方でございまして、やはり納められない方等、またいろいろと、先ほど国保の方でもお話ししましたけれども、お話をさせていただいた上で、短期保険証等での対応ということになろうかというように、私は考えております。

○京増藤江君

ぜひ、高齢者の方が保険証がなくて病院に行けない、こういうことはさせてはならないと思うんです。市長は、この後期高齢者医療制度は必要だと言われたんですけども、2年ごとの見直しで、どれだけ保険料が上がっていくか、わからない。そして、受けられるサービスもどこまで削られていくか、わからない。これは、もう介護保険が始まって、見直しごとに保険料が高くなって、また受けられるサービスも縮められているということを見れば明らかですから、後期高齢者医療制度は、強く廃止を要求したいと思います。

それから、最後に一区50号線の道路拡幅について、地権者の皆さんの協力が得られればやっていきたいというようなことをおっしゃったんですけども、これは地元の皆さん協力すると言っておられます。反対するところはないと思いますので、ぜひ、計画に入れていただきたいと思うんですが、いかがでしょう。

○建設部長（並木 敏君）

地権者の方が4名いらっしゃいまして、2名の方には、私は以前、内諾はいただいたというふうに理解しておりますが、今、議員からご指摘がありましたように、地権者は反対している人がいないというようなご指摘ですので、地権者の方に伺って対処していきたいというように考えています。

○京増藤江君

終わります。

○議長（山本邦男君）

以上で、日本共産党、京増藤江議員の個人質問を終了します。

次に、日本共産党、右山正美議員の個人質問を許します。

○右山正美君

日本共産党の右山正美です。

私は、介護保険について、そして教育問題について伺いたいと思います。

まず、介護保険についてであります。10年目を迎える介護保険制度は、サービスの総量は増えたが、社会保障切り捨ての構造改革のもとで、負担増や介護取り上げが進み、家族介護の負担は重くのしかかっています。高い保険料・利用料を負担できず、制度を利用できない低所得者も少なくなく、介護を苦に痛ましい事件も後を絶ちません

また、介護現場の劣悪な労働条件の改善も急がれ、生活できる賃金、誇りとやりがいを感じられる労働環境の整備などが不可欠となっています。

現在の介護保険は利用が増えたり、労働条件を改善すれば、直ちに低所得者まで含めて保険料・利用料が連動して値上げされるという根本矛盾を抱えています。政府自身も人材不足のため、4月から介護報酬を引き上げるに当たり、保険料値上げを抑えるため、これまでは自治体には厳しく禁じてきた介護保険会計への一般財源の繰り入れを決めました。従来の枠組みの破綻は明らかであります。だれもが安心して利用でき、安心して働ける公的介護制度の実現のため、国に求めると同時に、市の対応も強く求めるものであります。

そこで、保険料の引き下げについてお聞きしたいと思います。

少ない年金で暮らしてきた高齢者は、介護のために身を削る思いで生活していたり、介護保険を使うお金さえなく、老老介護で耐えていたり、保険料を払えずに介護を受けられない高齢者も増えています。所得の少ない人ほど、高齢期に介護が必要になることは、研究者の調査などで明らかになっています。その所得の少ない人が、事実上公的介護から排除されています。八街市の普通徴収3分の1は滞納世帯であり、また、生活実態を無視した、ほんとにわずかな年金からの天引きは非情としか言いようがありません。保険料の引き下げの問題について2点について答弁を求めます。

1点目は、第4期の介護保険制度実施に当たり、収納率が県下最下位の状況下で、なぜ保険料の引き上げを行うのか伺うものであります。

2点目は、基金の切り崩しで、保険料の引き下げを強く求めますが、どうか。

次に、保険料・利用料の減免についてであります。

所得の少ない人ほど負担割合が重い現在の高齢者の介護保険料は限界にきており、「保険あって介護なし」の状況が続いております。支払能力に応じた負担を国に求めています。自治体としての役割も果たすべきと思いますが、そこで、所得の少ない世帯に対し、保険料・利用料の減免を求めるがどうか。

次に、3点目に介護認定について伺うものであります。

要介護認定は、要支援1から2、要介護1から5の7段階で、この認定を受けなければ介護保険は利用できず、要介護度が軽くなるほど受けられる介護が制限されます。政府の見直しは、現在は専門家などの審議（認定審査会）で行っている要支援2と要介護1の判断も一次判定のコンピュータができるようにすることに加えて、認定のための調査項目を大幅に減らす計画がされています。

そこで伺いますが、介護認定の改変で認定調査項目が大幅に削減され、認定の軽度化が進み、生活実態とかけ離れた認定になります。介護認定をどのように考えるのか伺うものであります。

2点目に、高齢者から「介護取り上げ」にならないように、独自の認定基準を確保していく必要があると思うが、どのように考えているのか伺うものであります。

4点目に、包括支援センターの充実の問題であります。

国の制度改悪とともに、国の基準に照らしても行き過ぎた「介護取り上げ」が横行し、高齢者の生活や人権を侵害するまでなっています。社会的な支援を必要としながら、地域の中

に放置される高齢者（介護難民）が増え、格差と貧困が拡大していることは重大なことです。そこで伺いますが、高齢者の生活と権利を総合的に支える支援センターとして求められるかどうか。

2点目に、民間の事業所では対応し切れない困難を抱えた人には、支援センターが介護を提供するなどの積極的な対応を求めるかどうか、伺うものであります。

次に、教育問題について伺いますが、今、中学生は受験を控えて、一生懸命、受験のための準備、あるいは学校訪問など、積極的に進めております。もう内諾が決まり、決まった生徒たちもいるわけですが、1人でも多く取り残すことのないように、子どもたちが学校に行けるように、高校に行けるように強く願うもので、また、先生方には、その努力を大いにされている点では、感謝をしたいというふうに思います。

それでは、教育問題についてであります。子どもたちの間で痛ましい事故や事件が後を絶ちません。また、大変深刻な不況のもとで、少なからずとも子どもたちの生活に影響を与えていることは間違いないわけであり。そして教育をめぐる環境は、一層深刻化しているわけで、これは教育委員会のみならず、八街市や、また地域・家庭を挙げて、あらゆる角度・視点から子どもたちが心豊かに育ちあう環境づくりを真剣に取り組んでいくことが強く求められていると思います。

そこで、不登校対策について伺うものであります。

さまざまな問題を抱えて学校に行けない子どもの不登校対策は、急務の課題となっております。積極的な対応が求められますが、1点目に八街市の児童・生徒の不登校の実態をどのように把握されているのか。

また、2点目には実行ある対策を強く求めますがどうか、答弁を願いたいと思います。

次に、就学援助についてであります。

深刻な経済情勢のもと、児童・生徒が安心して教育を受けられるようにするためには、就学援助の拡充が求められているわけでございます。

そこで、生活実態に合わせて、就学援助の枠を広げていく必要があるかどうか、お伺いをいたします。

3点目に施設整備についてであります。

プレハブ教室は、長年放置されたままで、改修計画は先送りされ、子どもたちにしわ寄せがされたままとなっております。これまでの答弁では、人口や児童数の推移を見きわめ、あるいは就学区域の見直しなど、総合的な観点から効率的な整備を検討していると長年答弁をされております。児童・生徒が同じような環境のもとで授業を学ぶことを解決するのは、市の責任であり、また、優先的に解決しなければならない問題だと思います。耐震性の問題や学校施設での取り組まなければならないことは山積しておりますが、段階的な解消計画を明確に示すべきではないでしょうか。

プレハブ教室の今後の解消計画と、また朝陽小学校の改築計画を伺うものであります。以上です。

○議長（山本邦男君）

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

（休憩 午前10時52分）

（再開 午前11時03分）

○議長（山本邦男君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○市長（長谷川健一君）

日本共産党、右山正美議員の質問に答弁をいたします。

初めに、質問事項1. 介護保険制度について答弁いたします。

（1）①と②につきましては、関連がございますので、一括して答弁をいたします。

第4期の介護保険料につきましては、山本義一議員に答弁いたしましたとおり、高齢化の進展に伴う要支援・要介護認定者の増加、必要とされる施設の整備、介護サービス利用の増加、平成21年4月の介護報酬の改定等による影響を考慮し、介護給付費全体の増加が見込まれることから、介護保険料を引き上げざるを得ないものであります。

また、介護保険料の算定に当たりましては、保険料の引き上げ幅を、できる限り抑制するため、介護給付費準備基金を取り崩すことを予定しており、平成20年度の決算見込みを考慮し、平成21年度から平成23年度までの3カ年に準備基金から1億7千万円を繰り入れたいと考えております。

次に（2）①ですが、介護保険料は、介護保険事業計画における介護給付費見込額に基づいて算定しており、当該計画を実施していく上では、計画に見込んだ保険料を確保する必要があるため、保険料の大幅な減収につながる恐れのある一律軽減措置を行うことは考えておりません。したがって、これまでどおり本市の減免取扱基準に従って、被保険者の個々の事情に応じて対応してまいりたいと考えております。

また、介護サービスの利用料につきましては、1カ月間に利用者が自己負担した額が一定の額を超えると、利用者負担の軽減を図るため、高額介護サービス費を支給しており、その所得区分に応じて、所得の低い方に多く支給されるよう制度設計がなされていること、介護保険施設入居者のうち、市民税非課税世帯の方に対しては、その所得の状況等による利用者負担段階に応じて、本来、保険給付の対象とならない食費・居住費についても負担限度額を設定し、補足給付を行っていることから、現行制度においても所得の低い方に対して制度的配慮がなされているものと考えております。

したがって、本市といたしましては、サービス利用料の一律軽減措置を行うことは考えておりません。

次に（3）①ですが、ご質問のとおり、本年4月から介護認定につきましては、現行の認定調査項目82項目が見直され、介護認定が適正かつ効果的に行われるように、74項目になる予定でございます。

今回の改正に先立ち、昨年9月から10月にかけて、全国で要介護認定モデル事業を試験的に実施しております。その結果を見ますと、コンピュータによる一次判定では、3万817件中、現行と一致したものが1万7千764件、率にして57.6パーセント、モデル事業の方が現行よりも軽度になったものが6千88件で19.8パーセント、モデル事業の方が現行より重度になったものが6千965件で22.6パーセントとなっております。

また、認定審査会による二次判定では、3万770件中、現行と一致したものが1万9千442件で63.2パーセント、モデル事業の方が現行よりも軽度になったものが6千189件で20.1パーセント、モデル事業の方が現行より重度になったものが5千139件で16.7パーセントとなっております。

認定調査項目で削減される項目につきましては、主治医に記載していただく意見書や調査員が作成する特記事項により、補うことができるものと考えており、今回の要介護認定モデル事業の結果から勘案いたしましても、介護認定の改正によって、新方式による認定が現行と比較して著しく変わるようなことはなく、適正な認定が行われるものと考えております。

次に②ですが、仮に介護度が下がったような場合でも、現在利用しているものが一律に利用できなくなるわけではなく、例えば、軽度者に対する福祉用具貸与の場合には、軽度者であっても、その状態像に応じて、主治医から得た情報や、福祉用具専門相談員等が参加するサービス担当者会議等の結果を踏まえて、個別に協議を行い、貸与が適当であると思われるケースにつきましては、これを認めておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に（４）①ですが、介護保険法に基づく「地域包括支援センター」は、高齢者の総合相談窓口としての役割のほか、高齢者の介護予防事業への参加を勧めたり、認知症等により判断力の低下した高齢者の権利を守るため、成年後見制度の利用につなげる等の支援によって高齢になっても住みなれた地域で生活していくことができる体制づくりを目指して、平成18年4月に開設したものです。

本市では社会福祉法人の協力を得ながら、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を各2名、計6名配置し、高齢者の支援に取り組んでいるところでございます。

今後も市福祉関係部署のみならず、民生委員、介護保険事業所等と連携を図りながら、高齢者が安心して暮らしていけるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

次に②ですが、介護を必要とする高齢者の中には、経済的に困窮した世帯や親族との関係が疎遠になっている世帯など、介護に関するほかにも、生活上の困難を抱えた方がいます。通所介護や訪問介護等の介護サービスは、民間の介護保険サービス事業所が提供することとなっており、地域包括支援センターが直接介護サービスを提供するものではございません。

しかしながら、支援の難しい高齢者等については、介護支援専門員からの相談に応じ、関係部署につなげる等、高齢者の総合相談窓口として、その支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、質問事項2. 教育問題については、後ほど教育長から答弁をさせます。

○教育長（齊藤 勝君）

質問事項 2. 教育問題について答弁いたします。

(1) ①ですが、教育委員会では、不登校児童・生徒の実態を次の4つの手だてで把握しております。

まず、毎月、各小中学校における不登校児童・生徒につきまして、欠席者数を欠席理由をつけて報告を受けております。また、聴き取りも行い、解決に向けた指導・助言を実施しております。

2つ目は、長欠担当者会議の中での情報交換を行っています。

3つ目は、指導主事の学校訪問時にも聴き取りを行っております。

4つ目は、今年度から学校教育相談員による家庭訪問相談により、さらに詳しい実態の把握に努めております。

次に(1) ②ですが、不登校の実効のある対策につきましては、個人質問2で、中田眞司議員に対して答弁したとおりです。

今後も不登校児童・生徒の解消を目指し、学校を指導、支援してまいります。

次に(2) ①ですが、就学援助制度は、教育の機会均等という見地に立って、経済的理由により、就学困難な児童・生徒の保護者に対して、それぞれの世帯の実情により認定を行っております。当市の就学援助額につきましては、国の基準により支給を行っており、生活実態に合わせた就学援助額の枠を広げることは考えておりません。

なお、この制度を児童・生徒の全世帯に周知するため、学校だよりや市のホームページ等に掲載し、また、就学時健康診断の際に直接保護者に説明や相談を行い、就学援助制度のPRに努めております。ご理解をお願いいたします。

次に(3) ①についてですが、プレハブ教室の解消計画につきましては、個人質問1、山本義一議員の質問で答弁いたしましたが、平成21年度で交進小学校のプレハブ校舎の建て替えを計画しており、その他のプレハブ校舎につきましても、施設の老朽度や児童・生徒数の推移を勘案し、対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、②についてですが、朝陽小学校の改築事業につきましては、平成19年度に用地測量をし、本年度は基本計画業務を実施し、学校の意見などを伺いながら、配置計画、平面計画等について検討しているところです。

この計画においては、危険校舎となっている鉄骨造2階建て校舎の改築及びプレハブ仮設教室の解消のために必要な校舎規模として、およそ3千400平方メートル、あわせて校舎配置上、支障となる体育館の改築として、およそ1千300平方メートル、全体の概算工事費として、約14億円程度の計画となることを想定しているところであります。

なお、危険校舎となっている昭和44年建築の鉄骨造校舎につきましては、平成8年の調査から12年が経過していることから、今回3月補正予算にて実施する耐震診断の中で、改めて診断を実施する予定であります。

しかし、現在の市の財政状況は非常に厳しい状況にあるため、実施時期につきましては、耐震診断の結果を踏まえながら、次期基本計画の中で、実施に向けて協議を進めてまいりたい

いと考えております。

○右山正美君

時間がありませんので、若干、再質問をしていきたいと思います。

先ほど、第4期の介護保険の中で、保険料が決まるわけですが、答弁の中でもありましたとおり、現在の介護保険は利用が増えたり、また労働条件を改善すれば、直ちに低所得者まで含めて、保険料・利用料が連動して値上げされるという、この根本的な矛盾を抱えているわけであります。

それで、今回3年ごとの保険料改定ということで、八街市はそういった保険料を提示されてきたわけであります。5パーセントの引き上げで、187円引き上げをしていくということで、条例も出されているわけであります。そのために、基金を1億7千万円使ったということですが、その基金についての、3年間基金は積み立てられたわけですが、その基金について、まず最初にお伺いしますが、どういう趣旨のもので積み立てたものか。また、今後の積立金の21年度の見込額もあるわけですので、その辺についてお聞きしたいと思います。

○介護保険課長（醍醐真人君）

ご質問の基金につきましては、介護給付費準備基金のことかと思いますが、これにつきましては、介護給付費の支払いに不測の事態が発生したときに困らないために積み立てをしておるというものでございますが、その残高が平成20年度、まだ終わってございませんが、終わって、決算等やった中で、恐らく1億8千万円程度は残るであろうと試算してございます。当然これは、第1号被保険者の保険料、これが各年度ごとに少しずつ残っていったものをためて、基金に積んだものでございますから、第4期の介護保険料の算定に当たりまして、必要所要額を取り崩すと。国からの指導方針もございますし、私どもも、できるだけ、これを取り崩し、充てて、引き上げ幅を抑えたいということで、この3カ年の間に今申し上げました見込みで、1億8千万円程度残るであろうと想定してございますので、そのほぼ全額といたしますか、かなりの額を取り崩し、その引き上げを抑えたいということでございます。

○右山正美君

今、担当課からお話がありましたとおり、これは厚労省文章の中で、その介護保険の今回の保険料の不足する部分にやはり使いなさいよと。もともと、この基金というものは、保険者から集めた、そういったお金であって、基本的には、その被保険者に還元されなきゃならないということで、指導が来たわけであります。ですから、そのために基金を取り崩しての、この介護保険5パーセント値上げ、187円ということですが、もっとも私は抑えてよかったんじゃないかなというふうに思いますし、また、生活基準あるいは段階的な形で、私は非課税世帯の人たちについてのやはり対応も、もっともっと排除すべきじゃなかったかなというふうに思うんですけれども、その辺についてはどうでしょうかね。

○介護保険課長（醍醐真人君）

ご質問のとおり、この基金につきましては、第1号被保険者の保険料、その残額のもの

でございますから、当然これを、その第1号被保険者の保険料に充てると、趣旨については理解できます。それで、第4期の保険料の引き上げ幅につきまして、先ほど答弁申し上げましたが、できるだけ抑えたいということで、1億7千万円程度繰り入れると。それから、今回の保険料の改訂に当たりましては、保険料段階、現行6段階を7段階に変更いたしまして、現行の第4段階、本人は市民税非課税であるんですが、世帯が市民税課税という第4段階の方々のうち、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下という、その所得層にしましては、特例の保険料を設けると。それから、現行の第5段階、本人も市民税課税、それから世帯も市民税課税ということですが、所得125万円未満の方、これにつきましては、平成17年度の税制改正によりまして、高齢者で所得125万円以下の方は非課税という規定がなくなりました関係で、市民税課税となった方々、これらの方々の対応といえますか、第3期におきましては、激変緩和措置という形で段階的に引き上げるという対応をとったところでございますが、これが20年をもって終わるということも考えまして、その方々への対応ということも含め、保険料段階を6から7に変えるというような形での対応等をあわせてとってございます。

○右山正美君

今お話があったとおり、やはり生活保護あるいは非課税世帯、そして、もうぎりぎりのところにいる方たちが結構たくさんいらっしゃるわけで、そういった人たちをどうやって、今後、軽減あるいは減免によって救い出していくのか。それは、さらに独自の施策、独自の対策を介護保険課としても作っていかなきゃならないことだと思います。ぜひ、その辺については、努力をしていただきたいなど、そういう具合に申し上げます。

次に、教育問題ですが、この答弁の中で不登校対策の中では、各学校とも校長先生たちは、また、先生たちは大変努力をされて、本当に夜遅くまで頑張っているわけですが、お話をいろいろ聴きますと、やはり先生たちが一生懸命やっているんですけども、この市の独自の施策である、この相談員とか、そういった人たちをもっともっと増やしていただければ、もっと不登校はなくなるのではないかと。完全にというふうまでにはいかないんですけども、やはりそれは、市の独自の対応として相談員の方々の評価は出ているわけですから、ぜひとも、その人数を確保して、積極的に進めていってほしいというふうに思います。

そこで、これは次官通知で、学校支援地域本部というのが、2008年度から新たに出されたわけですが、地域全体で学校教育を支援する事業でありますけれども、例えば地域住民などの協力を得て、授業や部活動指導、校内環境整備、学校図書館の読書活動など、学校における教育活動を支援する制度、もう既に学校の取り組みとして始まっているところもありますし、積極的にそれを対応しているところもありますから、ぜひ、その対応をやはり早く進めていくことが、僕は大事ではないかなと、そういう具合に思うんですね。

その辺について一言どうでしょうか。

○教育次長（尾高幸子君）

ご指摘のとおり、やはりいじめ、不登校を含めた中で、解決策はやはり初期対応、これが一番大事だと思います。それと組織的な対応、それと相談体制。今、議員さんがおっしゃるように学校相談員も設置しまして、その効果があらわれているのは事実でございます。これをより以上に充実する方向性の中で、相談体制をとっていきたいと、学校との連携、地域との連携、これらを林政男議員にもお答えしたように、学校支援の対策本部も立ち上がっています。それらを含めた中で考えていく必要性は十分に認識しておりますので、充実してまいりたいと考えております。

○右山正美君

本当にやはり相談員も増やしていくことが大事ですから、その辺は十分、やはりもう成果が上がっていること自体、わかっているわけですから、ぜひ、お願いをいたします。

それから、最後ですけれども、就学援助について、これも厚生労働省の２００７年の国民生活基礎調査なんですよ。児童のいる家庭での６３．４パーセントが生活が大変苦しい、やや苦しいと言って回答して、母子家庭では８５．１パーセントが本当に苦しいんだと。これ２００７年ですから、今、現状では、こういう不況のもとで、もっともっと増えていると思うんですよ。やはり、今の福祉制度の大きな網の目から、落ちこぼれてしまう、こぼれている家庭がたくさんあるわけですから、やはり教育委員会としても就学援助の体制は、もっともっと学校でＰＲしている、インターネットでＰＲしている、事あるごとにＰＲしていると言いますけれども、所得階層が２００万円以下が６割、７割の状況のもとでは、千葉市で７．７パーセントの就学援助をやっているわけですから、八街市はもっと多いと思われます。

ですから、その点では、ぜひとも落ちこぼれのないように、ぜひとも声を上げていただいて、児童・生徒を普通の環境のもとで授業を受けさせるということが、大変重要ですので、留意しながら積極的に進めていってもらいたいことをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（山本邦男君）

以上で、日本共産党、右山正美議員の個人質問を終了します。

次に、公明党、川上雄次議員の個人質問を許します。

○川上雄次君

おはようございます。公明党の川上雄次です。

本日は、５項目の一般質問をさせていただきます。

さて、アメリカに端を発した金融危機は瞬く間に世界に広がり、世界経済を急速に悪化させています。先日、オバマ米大統領が発表した予算教書の２００９年度、財政赤字は１兆７千５００万ドル、約１７１兆円に達しており、世界恐慌回避へ予断を許さない状態にあります。こうした世界的な金融危機による景気後退の波で、日本経済は戦後最大の危機に直面しており、国内経済の縮小が顕著となっております。

また、急激な雇用の悪化や給与・所得の低迷は、国民生活を一段と厳しいものとしております。

こうした中で政府与党は、総額７５兆円規模の経済対策を盛り込んだ平成２０年度第１次、

2次補正予算、平成21年度予算を「3段ロケット」と位置づけ、景気浮揚への政策実施に取り組んでおります。私どもの八街市においても、これらの経済対策の政策の中で、この3月議会にも上程され、明らかになりましたが、地域活性化交付金や学校耐震化の補助率の嵩上げなどの活用により、長年の懸案であった八街市内各所の道路冠水対策や学校耐震化の診断や設計、改修工事が一気に進むことになりました。総合的な生活防衛策や地域経済活性化策が大きく前進致しました。このことは大変喜ばしいことと思っております。

今後も国の施策を注視し、スピード感を持って取り組んでいただきたい、このように思います。

それでは、1番目の質問、本市の行財政運営について伺います。

総務省では、やる気のある地方が自由に独自の施策を展開することにより「魅力ある地方」に生まれ変わるよう、地方独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに取り組む地方に対して「頑張る地方応援プログラム」として、総額3千億円の地方交付金等の支援措置を講じております。本市も、この地方交付金活用に尽力していただいております。平成19年度に応募した「公共交通機関充実プログラム」、これに続きまして、平成20年度には、「行政サービス向上プロジェクト」が応募しております。私ども公明党が長年要望し、来期より実現することになった、市税等のコンビニエンスストアの収納業務も、このプログラムに含まれております。

そこで、質問要旨の1は、平成20年度に「頑張る地方応援プログラム」に応募した「行政サービス向上プロジェクト」の概要と成果目標をお伺いします。

次に本市の今後の行政環境と財政状況はますます厳しい状況にあり、深刻な財政の硬直化により、行財政運営は多難を極めていると言えます。特に、平成21年度の予算書の基金残高の減少は大きな懸念材料であります。中でも財政調整基金は平成17年の20億420万円から平成21年の予想額が5億5百万円へとわずか5年で4分の1へと激減しようとしております。

そこで、質問要旨2として、財政調整基金の取り崩しで基金に余裕がなくなっているが、次年度以降の財政運営への影響をどのように捉えているのかお伺いします。

行財政運営についての最後の質問は、厳しい財政状況に対応するため、本市にも、より徹底した行財政改革を進める時期がきていると思います。今、多くの自治体が自らの改革の限界を超えるために、外部からの英知、改革の技術等を導入して具体的なシステムや意識改革、事業の仕分けなどにより、市民サービスを落とすことなく自治体としての経営改革に取り組んでおります。

そこで、質問要旨の3は、事務事業や施策評価に対する外部評価などを導入し、強力な行財政改革の推進が必要と考えるのがいかがか、お伺いします。

2番目の質問項目は、低炭素社会構築への本市の取り組みを伺います。

地球の温暖化防止のためには、低炭素社会の構築が急がれます。地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見ても、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題

とされています。気候変動に関する政府間パネル（I P C C）の報告によれば、地球が温暖化していることには疑う余地はなく、人為起源の温室効果ガスの増加により、現状の世界のCO₂排出量は、自然界が吸収する量の2倍を超えており、世界の温室効果ガス排出量は、今後、数十年に渡って増加し続けると言われております。

これらの地球温暖化の結果、異常気象の頻発、気候システムの急激な転換といった影響のみならず、生態系への影響、数億人規模の水不足の悪化、農業への打撃、感染症の増加、災害の激化が進み、我々の経済・社会活動にさまざまな悪影響が複合的に生じることが指摘されております。まさに低炭素社会の構築は喫緊の課題であります。

そこで、質問要旨の1は、本市の太陽光発電の推進や低炭素社会実現への取り組みを伺います。

次に、市自らが低炭素社会実現をリードするために、質問要旨2として、公用車に低価格ハイブリッド車や電気自動車を導入できないか、お伺いします。

3番目の質問は、小中学校の児童・生徒の携帯電話所持についてお考えをお聴きします。

文部科学省は、今月25日に小中学生の携帯電話に関する初の利用実態調査を実施しました。結果は驚くべきものでした。中学2年生の約2割が、1日に50通以上のメールの送受信しており、100通以上のやりとりをする小学生もおりました。入浴中や食事中も携帯電話が手放せない「携帯依存症」が進んでいる実態が浮き彫りになっております。

また、出会い系サイトなどの被害が広がっており、インターネット接続やプロフ、陰湿ないじめが問題になっている「学校裏サイト」について、約7割の保護者が、よく理解していないなど、親が子どもを守るための、基本的な知識を持ち合わせていないことも、この調査でわかりました。

そこで、質問事項3. 小中学校の児童・生徒の携帯電話やネットをめぐる問題について、質問要旨1. 学校での携帯電話利用の状態や「プロフ」や「学校裏サイト」などの本市の教育現場での実態についてお伺いします。

次に、質問要旨の2は、本年4月から有害サイト規制法が施行されますが、これまで実施した、本市での有害環境から子どもを守るための取り組みについてお伺いいたします。

また、先月には文部科学省が全国の教育委員会に、小中学校への携帯電話持ち込み禁止を通知しております。これに関連して、大阪府でのモバイルリサーチを展開する民間調査会社が、小中学生の子どもを持つ大阪府の保護者に調査を行いました。「小中学生の携帯所有に関する保護者の意識調査」の結果は、小中学校への携帯の持ち込みの原則禁止について、72.2パーセントの保護者が「賛成」と回答し、約7割の保護者が所持禁止を支持しております。持ち込み禁止から所有自体の禁止に踏み切る自治体が出てきております。

そこで、質問要旨の3は、携帯電話の所有を禁止する自治体も増えてきているが、本市の携帯電話所有に対する考えをお伺いします。

4番目の質問は、榎戸駅周辺整備についてお伺いします。

本市の副次核として位置づけられている、榎戸駅の周辺の整備については、昨年6月の定

例議会でも取り上げさせていただきました。交通バリアフリー法が施行されて8年が経過しております。交通バリアフリー法は、障がい者や高齢者への配慮だけでなく、ベビーカーを押す母親や大きな荷物を持って移動する人など、すべての人が対象で、ユニバーサルデザインの街づくりにもなくてはならないものと思っております。

榎戸駅周辺の整備は、今議会では誠和会の北村新司議員が、また、北学区の湯浅祐徳議員とは毎回、交代交代で質問させていただいておりますけれども、それだけ必要性も市民の関心も高いものと言えます。

当初、ＪＲ東日本から話があった平成２２年までに、交通バリアフリー法に基づくエレベーター整備まで、あと１年と時間も間近になってきております。地域の皆様からバリアフリー化計画の具体的な整備の計画はとの問い合わせも増えております。

そこで、本市としても限られた時間の中で、榎戸駅は橋上化を実現すべく取り組んでいくのか、または東口開設へとＪＲと交渉していくのかなど、早急に方向性を決めて整備に向けての行動計画と庁内の体制を整える時期がきていると思います。

そこでお伺いします。

質問要旨１．懸案になっている、榎戸駅のエレベーター設置によるバリアフリー化や東口開設、踏切の拡幅、駅前ロータリー整備、下り線ホーム上屋設置などの今後の見通しをお伺いします。

次に、１日の乗降客が５千人を越えている榎戸駅は、特に、朝夕は極めて混雑しております。さまざまな不便や危険な状態が続いており、１日も早い整備が待たれますが、榎戸駅に一番近い第１駐輪場も満車の状態が続いております。この駐輪場に終電車が出た後、訪れて見ますと、自転車とバイクが残されており、台数的には、少ないときで自転車１２０台、バイク２０台、多いときは２００台以上が終電車の後、残されております。今朝も２００台以上、駐輪場に自転車が残っておりました。放置されているのか、置き場に使っているのか、または、朝、榎戸駅にきた人が利用しているのか。本来は、３日以上駐輪することはできない決まりとなっております。これらが整理され、駐輪場の収納能力が上げれば、駅利用者の利便性も増すと思います。

そこでお伺いします。

質問要旨２．榎戸駅周辺の駐輪場の管理状況と、第１駐輪場の収容台数の向上策をお伺いします。

５番目には、市民の皆様の健康を守る常設の総合健康相談室の開設についてお尋ねします。

本市が目指す総合計画の三の街には、「めざします、健康と思いやりにあふれる街」とあります。市民の皆様が今後ますます健やかで、自立した生活を送り、健康寿命を延ばすことは八街市の重要なテーマであります。そのためには、市民一人ひとりが食生活や生活習慣の改善、運動や体力づくりなど、自分に合った方法で主体的に健康づくりに取り組むことが必要であります。

また、そのためには行政のサポートも欠かせません。私ども会派、公明党では市民の健康

づくりに、行政の持つ力を遺憾なく発揮して、多くの成果を上げている、徳島県の鳴門市さんへ視察してまいりました。鳴門市では「お元気サンルーム」と銘打って、月曜日から金曜日まで毎日9時から5時まで乳幼児から成人、高齢者まで、だれでも気軽に利用し、健康に関する相談や身体測定などの健康チェックができる総合健康相談室を毎日開設しております。

子育て中のお母さんの相談や壮年期のお父さんたちが保健師の指導のもと、体脂肪測定や血圧測定、骨密度測定などを行い、生活習慣病の予防に取り組んでおりました。総合健康相談室は毎日、いつでも、だれでも利用することができます。まさに市役所が市民の健康づくりのセンター機能を発揮しておりました。市民の皆様の評判もよく、年々利用者も増加しているとのことでした。

そこで、市民の皆さんが、毎日、心豊かに暮らす元気な八街市の実現をするためにも、質問を行います。

質問要旨1. 本市でも市役所内に常設で、だれでも気軽に利用し、体脂肪測定や骨密度測定などの自分の健康状態の確認や生活習慣を改善する食育指導、健康や子育てに関する相談などを受けることができる総合健康相談室の開設を望むが、本市の考えをお伺いします。

以上で、私の第1回目の質問を終わります。執行部の皆様には、前向きで明確なご答弁をお願いいたします。

○議長（山本邦男君）

会議中ではありますが、ここで昼食のため、しばらく休憩をいたします。

午後は、1時10分から再開いたします。

（休憩 午前11時46分）

（再開 午後 1時10分）

○議長（山本邦男君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○市長（長谷川健一君）

公明党、川上雄次議員の質問に答弁をいたします。

初めに、質問事項1. 行財政運営について答弁いたします。

（1）ですが、頑張る地方応援プログラムにつきましては、総務省が平成19年度からスタートした制度でありまして、プログラムに応募した地方自治体に対し、地方交付税等の支援措置を行うというものでございます。

今年度、八街市においては、平成19年度に応募した「公共交通機関充実プロジェクト」に加え、「行政サービス向上プロジェクト」を策定し、応募したところでございます。

「行政サービス向上プロジェクト」の概要及び成果目標ですが、まず、1点目としまして、市税の滞納繰越額が年々増加傾向にあることから、少しでも納付手段、納付機会の拡大を図り、納税者の納付の利便性を高めるため、平成21年度からコンビニエンスストアでの収納業務を実施しようとするものでございます。

成果目標は、納付手段や納付機会の拡大とともに徴収努力を行いまして、平成19年度の国民健康保険税を除く市税の現年課税分の収納率93.9パーセントを平成21年度までに95.0パーセントに引き上げ、また、滞納繰越分については、平成19年度の収納率11.4パーセントを平成21年度までに、13.0パーセントに引き上げるというものでございます。

2点目としましては、平成20年度から戸籍事務の電算化を進め、事務の迅速化及び正確化を図り、市民サービスの向上に結びつけようとするものでございます。成果目標は、窓口での戸籍関係証明書交付にかかる時間について、平成19年度では10分から60分かかっていたものを平成21年度までに3分から5分に短縮し、また届書受理から戸籍編製までの期間について、平成19年度では10日から14日かかっていたものを平成21年度までに3日から7日に短縮するというものでございます。

次に（2）ですが、ご指摘のとおり厳しい財政状況に対応するため、これまで財政調整基金をはじめとする各種基金や起債等を活用してまいりました。その結果、平成17年度から平成19年度の3年間において、財政調整基金につきましては、18億6千万円を取り崩しており、平成20年度末財政調整基金残高は約12億円となる予定であります。

このようなことから、財政調整基金を含めた各種基金の枯渇を防ぐためにも、当初予算編成前に向こう5カ年における事務事業の見直し額の目標額を設定しているところであり、今年度におきましては、平成21年度から平成25年度までの財政推計の中で、最低限、毎年2億円の事務事業の見直しをしていくことが試算上必要でありましたが、鯨井議員の代表質問で答弁したとおり、目標額2億円のところ3億2千894万1千円の成果を上げたところでございます。

今後も財政推計につきましては、毎年見直しを行うほか、財源の確保につきましては、市税等の収納率の向上を一番の取り組みと考えるとともに、行政サービスに係る費用と負担についても常に見直しを行い、財政運営に影響がないよう努力してまいりたいと考えております。

次に（3）ですが、行政評価に対する考え方につきましては、やちまた21林政男議員からの代表質問で答弁したところでございますが、行政評価に対する外部評価の導入につきましては、評価結果の公表とともに、評価の客観性や透明性をより高めるためにも必要であるものと考えております。

まずは、効果的な行政評価を行うために入念に調査・研究を行い、その後、行政評価を実施した場合には、段階を踏みながら外部評価の導入につなげてまいりたいと考えております。

次に質問事項2. 低炭素社会への取り組みにつきまして答弁いたします。

（1）ですが、太陽光発電につきましては、現在、国が実施している住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金は、全国で平成21年2月18日現在、9千325件の申請があり、市といたしましては、パンフレットを置き、市民からの問い合わせに対応しております。

今後は、市役所地球温暖化対策の中で、市が管理する施設の電気量や各課等で使用してい

る公用車のガソリンの使用量及び灯油等の使用量を把握しながら、引き続き冷暖房の温度設定、昼食時には照明を消しての節電、夏期のクールビズを実施し、地球温暖化の主要因とされる温室効果ガスの1つ、二酸化炭素の最終的な排出量が少ない産業、生活システムを構築した社会、いわゆる低炭素型社会の実現に向け取り組んでまいりたいと考えております。

次に（２）ですが、ハイブリット車等のエコカーについては、CO₂排出量を削減し、環境に対し配慮した車と考えております。しかし、車両価格が高価であり、またバッテリー等の交換時にかかる経費が大きく、公用車としての導入に至っておりませんでした。

今般、技術力の向上やメーカーの競合により、車両の低価格化が実現し、機器の寿命も大幅に伸びたことから、平成21年度当初にリースにより、エコカーを1台導入することを計画しております。

なお、今後も公用車の更新時には、環境に配慮したエコカーの導入について、検討してまいりたいと考えております。

次に、質問事項3. 小中学校の児童・生徒の携帯電話やネットをめぐる問題については、後ほど教育長から答弁させます。

次に、質問事項4. 榎戸駅周辺の整備について答弁いたします。

（１）ですが、JR東日本が平成22年までに新バリアフリー法に基づき、1日の乗降客が5千人以上のすべての駅施設を対象としてバリアフリー計画を進めており、榎戸駅につきましても既存の跨線橋にエレベーター設置を計画しており、当市にも地方自治体負担分の補助の協力要請がございました。

既存の跨線橋にエレベーターが併設されることだけでは、いま榎戸駅やその周辺が抱えるさまざまな課題解決には結びつかないことから、市といたしましても、現在、駅施設や駅周辺整備について、多角的な検討を進めるべく、庁内関係課による検討会議を開催して、JR八日市場駅の自由通路の視察や榎戸駅周辺の現地調査などを実施し、利用者の安全性など少しでも改善できることの議論や榎戸駅施設全般、さらに周辺エリアのあり方などについての中長期的な視野に立った議論を進めており、早期にこの中で一定の取りまとめをしたいと考えております。

また、地元の協議会などとの意見交換の機会などを設けながら、引き続きJRへの交渉、要望も行ってまいりたいと考えております。

次に（２）ですが、榎戸駅周辺の市営自転車駐車場につきましては、駅の西側に榎戸駅前第1自転車駐車場、東側に榎戸駅前第2及び第3自転車駐車場の3カ所を設置しております。その管理業務につきましては、現在、財団法人八街市シルバー人材センターに委託しており、業務内容は、土曜日、日曜日、祝日等を除き、午前6時から午前9時までの3時間、駐車場内の清掃や自転車の整理及び放置自転車の確認・警告業務を行っております。

その放置自転車につきましては、定期的に職員により撤去作業を行い、駐車場が有効に利用できるよう努めているところでございます。

収容台数につきましては、3カ所で約1千台であり、現在の利用台数は約800台で必要

台数は確保されておりますが、改札口に近い第1自転車駐車場が満車の状態となっております。その解消を図るため、榎戸駅東側駐車場の移転について検討しているところでありますが、用地を確保するなど、早期の実現は難しい状況であります。

今後も引き続き候補地について検討するとともに、施設の適正な管理に努め、利用者への利便性の向上を図ってまいりたいと考えております。

質問事項5. 常設の総合健康相談室の開設について答弁いたします

(1) ですが、市では各種の検診を実施しており、受診結果により個々にあった保健指導、健康教育、運動や栄養指導等を定期的に行っております。また、乳幼児相談や「すくすく相談」では子育てに関する相談を定期的に行うほか、随時に電話や窓口での健康相談を受けており、相談内容によっては、家庭訪問も行っております。

また、成人における事業につきましては、平成20年度の活動状況ですが、健康教育については、健康エクササイズ教室6回、生活習慣病予防講演会1回、随時健康教室3回、はつらつ健康教室4回のほか、保健推進員による健康教室を17回実施するなど、年間を通して31回の健康教室を行っています。

さらに個別の健康相談については、窓口相談や電話相談を随時行っており、本年度も既に175人の相談を受けています。

なお、骨密度測定については、測定するための機材が必要なことから、毎年健康まつりの開催時に希望者を対象に300人を測定しています。

また、栄養指導については、日常生活の中でバランスのよい食事をとることなど、健康相談時に個々に合った指導も行っています。

このように健康管理課では、市民からの相談に保健師、栄養士等の専門職が常時対応していますので、現在は常設の相談室を設ける予定はございません。

今後も、市民一人ひとりが自分自身の健康に関心を持ち、積極的に受診することや健康管理の重要性を知っていただけるよう、健康教室や個別の健康相談等で、きめ細かい対応をしてまいりたいと考えております。

教育問題については、後ほど教育長から答弁をさせます。

○教育長（齊藤 勝君）

次に、質問事項3. 小中学校の児童・生徒の携帯電話やネットをめぐる問題について答弁いたします。

(1) ですが、個人質問2の中田議員にお答えしたとおり、学校での携帯電話利用については、全ての小中学校で学校への持ち込みは禁止しています。

次に、プロフ（自己紹介サイト）や「学校裏サイト」については、ほとんどが部外者が入れないようにパスワードが設定されているため、学校では児童・生徒から被害の訴えがないとわからないのが現状です。

各学校では、児童・生徒からの訴え等により事実を把握した時点で、児童・生徒やその保護者へメールを使用しての嫌がらせは悪質であることを厳重に注意し、あわせて正しい使用

方法等についても個別指導をしています。

今後も、小中学校の児童・生徒の携帯電話やネットをめぐる問題については、相談体制の充実に努めてまいります。

次に（２）ですが、本市においては有害環境から子どもを守るために、今年度は次の３点について取り組んできています。

１つ目として、指導者の養成を目的とした情報教育研修会を開催しました。これにより、各校の情報モラル教育に関する校内研修の充実を図ることができたものと思っています。この研修会は、来年度以降も続けていく予定です。

２つ目として、「中学校健全育成講演会」では「インターネット安全教室」を開催しました。この講演会では、千葉県警察本部サイバー対策室から講師を招き、市内の全ての中学生を対象に各中学校でインターネットや携帯電話を介した有害情報への対処方法について学習しました。

３つ目として、児童・生徒への指導、保護者への啓発活動です。この携帯電話のマナーや危険性の指導については、すべての小中学校で実施しています。

まず、児童・生徒に対しては、各学校では道徳の授業はもちろん、学校の教育活動全体で生命尊重や相手の立場を理解し、支え合う態度等を育てる教育を進めています。

また、有害サイトやメールの危険性については、児童・生徒への指導とともに、保護者への理解、啓発もあわせて行っています。

具体的には、携帯電話事業者に協力を依頼してケータイ安全教室を実施し、携帯電話を使う際のマナーやトラブルへの具体的な対処方法について、親子で考える場を作っています。

さらには、警察署員等を招いてネット犯罪に関する親子学習会を開いている学校もあり、各学校での啓発活動の工夫が見られるようになってきています。

教育委員会といたしましては、今後も有害環境から子どもを守るために、関係機関との連携を図りながら積極的に取り組んでいく所存です。

次に（３）ですが、利用については、市内全ての小中学校で学校への携帯電話の持ち込みは原則として禁止しております。一方、携帯電話には緊急の場合に連絡がとれることや、GPS機能により所持者の位置が確認できることなど、安全面での利用の面で必要と考えている保護者がいます。そのため、家庭での子どもたちの携帯電話の所有については、保護者の判断に任せているのが現状です。

このようなことから、教育委員会としましては、携帯電話の使用に当たってのモラルについて保護者の理解を深め、学校と保護者が協力した取り組みができるように支援しております。

○川上雄次君

ご答弁、大変ありがとうございました。それでは、自席にて再質問をさせていただきます。

まず初めに、行財政問題の中の「頑張る地方応援プログラム」でございますけれども、国からの交付金措置なんですけれども、これは具体的に各年度ごとには、どのくらいの交付金

が獲得できるのかとかという、その辺の目安というのはわかっているのでしょうか。

○財政課長（長谷川淳一君）

これは、企画サイドの方で応募しているものなんですけれども、財政課として把握しているのは、19年度はこの「頑張る地方応援プログラム」として特別交付税で措置された金額が、実際交付された金額は、八街市は1千218万8千円ほど、特別交付税の中でカウントされております。それから、20年度につきましても、もう既に交付されておまして、「頑張る地方応援プログラム」ということで、先ほど市長の方からご答弁したような事業をしておまして、国の方からは12月で3千万円ほど特別交付税ということで交付されております。

○川上雄次君

大変ありがたい話で、19年度はコミュニティバスだったと思うんですけれども、約1千218万円の交付金措置があったと。20年度も3千万円ということで、このプログラムは19年度から21年度までの3カ年なんですけれども、来年度はこのプログラムに応募する予定はあるのでしょうか。

○総務部長（山本重徳君）

今、私の手元には、まだ具体的な事業については知らされてきておりません。

○川上雄次君

今、お答えのように、非常に交付金措置としても大きな金額ですので、ぜひとも最終年の21年度も、この「頑張る地方応援プログラム」、これに応募していただきたいと。ぜひとも研究していただきたいと、このようにご要望いたします。

それから、基金の状況でございますけれども、21年度の予算案の中でも、先ほども言いましたように、平成17年度に20億円あったものが、21年度には5億円になるということで、昨年12億円あったものが、5億円に減ってしまうというような、こういった基金が目減りしている状況がございます。集中改革プランの中でも、毎年10億円ほどの歳入の欠損があるということも聞いておりますので、これは来年度以降、この基金の行方というのは、どうなっていくのか、ゼロになってしまうのか。財政課の方の見通しはどうなっているのでしょうか。

○財政課長（長谷川淳一君）

財政調整基金でございますけれども、20年度末では、先ほど市長の方から答弁させていただいたとおり、約12億円の残額の見込みでございます。それで、21年度編成するに当たりまして、今、21年度予算案では6億円ちょっとの繰り入れを予定をしておりますので、残額はやはり5億円ちょっというような見込みでございますけれども、これにつきましては、毎年同じようなことを繰り返しておるわけでございますけれども、年度途中での執行努力によつての繰入額の減額、それから決算ベースでの執行残により、極力基金に繰り戻すというようなことを手当てすることによつて、当初の繰入額を極力減らすというような方法によりまして、何とか枯渇を避けていきたいというふうに考えております。

○川上雄次君

この基金ですけれども、一般会計の財政調整基金以外にも、地域福祉基金または塵芥処理施設建設改良基金、し尿処理基金、これらからも取り崩しが行われてきていると。それで、本年度の予算措置をされているようなんですけれども、この辺の財政調整基金以外の基金について、これはどのような形の推移が見られるのでしょうか。

○財政課長（長谷川淳一君）

まず、塵芥処理基金、し尿処理基金、それから用排の基金、教育施設基金というものは、市の開発行為に伴う寄附金、これを積み立ててきたものでございますけれども、ここ数年、本市では開発行為がピーク時に比べて相当数減っているということで、寄附金がほとんど入ってこないような状況もありまして、毎年、予算に繰り入れることによって、それぞれの基金が相当減額しているというような状況でございまして、特に塵芥、し尿等は約5億円程度、ピーク時はあったんですけれども、20年度末で約1億円というふうな状況になってきてまいりますので、これらにかわる財源手当、受益者負担の見直し等によりまして、財源手当を考えていかなきゃならない時期にきているというふうに考えております。

○川上雄次君

一般会計の規模がだんだん小さくなって、また、公債費の返済の率が14.9という形で、非常に財政的な建設に回す資金が少なくなってきていると、このような状況の中で、またさらに、この公債比率で返しても26年度まで高い数字が続くと、こういう状況には本市の場合にはあるわけですが、そこで行財政改革、以前は改革推進室も作っていただいていたと思うんですけれども、さらに強力な体制が必要ではないかと思うんです。そういった意味で、財政課長、非常に頑張ってください、事務的経費の削減等、努力していただいているんですけれども、新たな手法というか、外部の力も借りて、そういった新しい段階にきているんじゃないかと思うんですけれども、財政課長さんとしては、その辺の外部の力を注入した新しい風を入れるという考え方はいかがでしょうか。

○財政課長（長谷川淳一君）

このご質問につきましては、先般の林政男議員の質問のときにもお答えしたとおりでございまして、当然、今、行革の中で行政評価システムというものについて検討をしているというところでございます。財政課としてみれば、こういった評価システムが導入されれば、財政課の労力等はかなり削減されるのでいいんですけれども、実際、導入するに当たっては、そのメリット、それから費用対効果というものを十分勘案して、行革の中で今後検討していただきたいと、財政課としては考えております。

○川上雄次君

ありがとうございます。本当に事務的経費がかさんでいく中で、また交付税措置なんかもだんだん先細りの形相を呈しております。そういった意味では、今、八街が何ができるかといえば、本当に市役所が日本一の市役所だと言われるような行政改革、行財政改革、すぐれた知恵を出すという、そういった取り組みは、ぜひともお願いしたいと思います。

それでは、次の低炭素社会への取り組みについてお伺いしますけれども、先ほどの市長答弁をいただきました中で、新年度にハイブリット車等の車両の導入というお話をいただきました。どのような車種を、どの課で使う予定か、そこまではわかっているのでしょうか。

○財政課長（長谷川淳一君）

まだ、車種等について具体的な検討はしておりませんが、ただ、私の知る範囲では、ハイブリットカーについては、当初、大変金額的にも高かったんですけども、メーカーの競争等によりまして、金額も相当下がってきているということで、今般、21年度予算にはリースによりまして1台導入するというのを計画しているわけございまして、極力安い価格の中で検討していきたいというふうに考えております。

○川上雄次君

ありがとうございます。今、ハイブリット車も200万円を切るような車種が出てきております。また、電気自動車も、これは国の方で補助制度で普及を図っていくと、そういうことで、また2009年度から3年間は自動車重量税、取得税も免除というような調子で普及を図っております。そういった意味では、積極的な低炭素社会実現へのリーダーシップを発揮していただきたいと、このように思います。

そうした中で、昨年度お尋ねしましたが、八街市としての低炭素社会に向けて、地球温暖化防止の行動計画についての取り組み、これは本年度からというお話をお聞きしたんですけども、経済環境部長の方から、この辺の話、どの程度進んでいるのか、お話をいただきたいといます。

○経済環境部長（森井辰夫君）

地球温暖化防止に向けました計画でございしますが、これにつきましては、今年度ではなくて来年度の21年度に策定予定でございします。

○川上雄次君

私、昨年、何年度から始められますかと言ったときには、21年度というお返事だったんですよ。4月以降ということではないわけですか。

○経済環境部長（森井辰夫君）

21年度からということで、すなわち4月から策定を始めます。

○川上雄次君

地球温暖化に対して、どう取り組むかということの関心が大変高くて、先日、埼玉県のカ市さんでは、地球温暖化という言葉の表現が、もう深刻な現状にそぐわないということで、カ市さんでは、環境総務課に地球高温化対策室と、もう高温化しているんだと、それは早急に取り組むべきだということで、市独自の表現を採用していると、このような報道がされました。そういった意味では、緑の経済革命と言われてはいますが、本当にこの問題に関しては真剣に本市としても取り組んでいただきたいと、このように要望させていただきます。

それでは、次の質問ですけれども、小中学生の携帯電話につきまして、各学校で台数の掌

握、あと定期的に調査、そういったものは、どういうふうになされているのか、お伺いします。

○教育次長（尾高幸子君）

申し訳ありませんが、してございません。

○川上雄次君

していない。本当に生徒の一番身近にあって、また、危険なサイトにつながる、そういう可能性の大きなものでございますので、これは専門的に取り組む方を養成していただいて、定期的に情報を発信する。また、父兄の方にも、その辺の注意を喚起すると、そういった形の取り組みをお願いしたいと思うんです。横浜市さんなんかは、かなり進んでおりまして、ルールづくりが徹底されております。もう、そういった意味ではちょっと遅れているのではないかなと思うんですけれども、この4月からは、携帯電話についての規定が強化されます。それでも、携帯電話の所有者の名義が父兄の場合は、そのフィルタリングの義務化がなされないということで、各教育委員会では、その問題で頭が痛い、どうしようと、このように対策を練っているということなんですけれども、本市の場合には、まだ調査も十二分にできていないということであれば、これは早急に取り組んでもらいたいと思うんですけれども、その辺は教育長はどうでしょうか。

○教育長（齊藤 勝君）

先ほど、川上議員さんの質問の冒頭に文科省の大規模な調査の報告がありましたけれども、私もあの調査、大規模と言っても1万7千人で、たしか小6、中2、高2の児童・生徒とそれから保護者という調査であったかと思うんですけれども、その中で感じましたのは、確かにいろいろな数値的なことも驚きましたけれども、やはり大切だなと思ったのが、たしか、こういう場面が、小学校6年生の親でしたでしょうか。親が情報モラルの学習経験がある人は、85.3パーセントには子どもに携帯電話の危険性について指導しているんですね。それから、そういう情報モラルの指導をしなかった保護者は、それよりもはるかに少ないということで、やはり今大切なことは、子どもに携帯電話を買って与える保護者の情報モラルの学習への啓発が必要であるというように思っております。

そんなわけで、一番保護者に指導啓発しやすいというのは、家庭教育学級が一番いいわけなんですけれども、そういう中では、社会教育課の方から4月当初に家庭教育学級の学級長会議というのがあるんですけれども、そういう中で、ぜひ、そういう講座は入れてほしいというようなことをやるとともに、もし要請があれば、それに合った講師をこちらからも開発して、行って指導してもらうように努めたいと思っております。

○川上雄次君

携帯電話を通じての犯罪に巻き込まれるというケースが非常に多くなってきていますので、ぜひとも、この辺はしっかりと取り組んでいただきたいと、そう思います。

また、もう1点、各学校ではコンピュータ教育を非常に充実されていると思うんですけれども、パソコンを使ったインターネットの接続で、非常にそういった危険なサイトなり、い

ろんなアダルトサイトなりとか、いろんなところにアクセスしてしまうということも問題なんですけれども、今、生徒にとってパソコンが身近になってきているんですね。ちょっと教育長にお聞きしたいんですけれども、今、小中学生を対象にして、パソコンショップなり、家電店が販売攻勢を今強めています。幾らぐらいで買えるか、ご存じでしょうか。

○教育長（齊藤 勝君）

わかりません。

○川上雄次君

毎週、新聞のチラシに、毎週毎週、こういうチラシが入っております、専門店ですね。1つ例を挙げますと、小中学生限定、パソコンとあと学校で使っている「ジャストスマイル」のソフトがついています。そして、すべて設定して4万円。そして、インターネット接続パックもつけると2万円です。こういった金額で気軽にパソコンが買えます。また、もっと小さな機能を絞ったモバイル版でありますと、インターネット、モバイル同時加入すれば100円。100円でパソコンが買えるんです。こういう時代に今なっていて、学校の勉強にも使えるからといえ、父兄の方もすぐ買う。また、お年玉で買えるような値段になっております。そういった意味で、パソコンの利便性は素晴らしいものがありますけれども、もろ刃の剣で悪い使い方をされては大変なことになりますので、その辺の教育の重要さに対し、教育委員会の中にも、その辺の専門チームを立ち上げて、実態調査、子どもたちを守る体制づくり、こういったものに力を入れてもらいたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○教育次長（尾高幸子君）

今のインターネットの件なんです、学校で使うインターネットについては、有害サイトに行けないような、飛べないような装置は幾らでもできるんですね。ですが、できてもちがっこなんです。これは、図書館も同じことが言えると思うんですが、図書館でもインターネットを使えますので、その辺で行けないようなことで、今日こういうところを見た、これはまずいということで、フィルタリングをかけると、また明日新しいところでサイトが開いていると、こういう状態が非常にある。それを措置することの中で鋭意努力しているわけなんですけれども、家庭については、その辺というのは、やはり保護者の問題の中で、保護者が子どもと向き合って、そういうところの中の措置をする方法しかないのかなと。教育委員会といたしましては、それらも含めた中で、今後どういうふうにすることが一番いいのかを考えながら進めてまいりたいと、このように思っております。

○川上雄次君

フィルタリングの話だと思うんですけれども、先ほどお話が出ました家庭教育学級だったりとか、またいろんな議題を情報として発信していただいて、学校と家庭とが、よく連携をしていただきたいと、こういうようお願いいたします。そして、本市ではこのようにやっているという、いろんなきちとした体制づくり、システムづくりをしていただきたい。そういうようお願いいたします。

それでは、次に移りまして、榎戸駅周辺整備についてでございますけれども、ＪＲの全国を見ますと、榎戸駅と同じような状況に置かれていて、東口を開設した、新しい改札口を開設したという等々の事例も幾つも散見できるんですけれども、本市の場合、このバリアフリー化にあわせて、ＪＲとの交渉をするのは、例えば何カ月に１回とか、年に何回とか、そのような取り決めなり、アプローチなりをしているんでしょうか。その辺をお伺いいたします。

○総務部長（山本重徳君）

特別に１年に２回とか、３回とか、そういった取り決めはしてございませんが、年度当初にこういった問題を解決するには、やはりＪＲとの交渉が必要になってまいりますので、少なくとも１回は足を運んで交渉するようにはしております。

○川上雄次君

２２年度まで、本当に時間が限られてきているんですけれども、先ほどのご答弁の中で検討会、論議を重ねているという話がありましたけれども、具体的に選択肢が幾つか限られてくると思うんですね。橋上化を目指すのか、または東口開設を強く働きかけるのか。その辺の論議というのはされているのでしょうか。また、結論、方向性は出ているのでしょうか。

○総務部長（山本重徳君）

結論から申し上げまして、そういった線は出ておりません。現在、庁内の検討会議ということで、企画課、都市整備課、都市計画課、それから道路河川課において、職員が一堂に会して検討を進めておりますが、今後は課題によっては、ほかの関係する課にも呼びかけまして、検討を進めて結論を得ていきたいと、そういうふうに私は考えております。

○川上雄次君

ぜひとも、検討・論議を深めていただきたいと思います。自由通路、または東口開設という形になれば、駅前の混雑、または危険な踏切の横断、こういったものは解消されてまいりますので、大変な作業になると思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、駐車場の問題ですけれども、駅に一番近いところがいっぱいに入れないという声を聞きます。今の管理体制が持てる施設の能力を十二分に発揮しているのかどうかと思うんですけれども、先ほど言ったように、夜行ってみるとかなり台数が埋まっているんですね。新しく止めようと思っても、朝からもう３分の１ぐらいは止まっている状態なので、３日置いてあると撤去するというルールがあるんですけれども、その辺はきちっとやっていらっしゃるのかどうか。ちょっと、もう一度お聞きします。

○建設部長（並木 敏君）

３日以上の中駐場の駐車につきましては、警告ステッカーを貼りまして、それで場内に放置場所というのがございます。そこに保管しております。

○川上雄次君

その辺の管理をきちっとしていただければ、かなり使いやすさが向上すると思いますので、よろしくお願ひします。

続きまして、常設の健康保健相談室の話ですけれども、先ほどご紹介いたしました、私ど

もが視察させていただいた鳴門市さん、人口が6万4千人で財政規模は125億円、八街市よりも小さな行政とも言えるんですけども、それでこの常設、毎日健康相談をされていると。八街市の場合には、年に1回の健康まつり等でやっていることを毎日やられていると。非常に素晴らしいなと思いました。それもスタッフの方が順番制で担当しておりまして、お見えになった市民の方、一人ひとりのカルテを作って健康管理をされていると。年間予算がびっくりしたんですけども、この事業をやって12万6千円なんですね。恐らくカルテとか、そういった書類関係の経費だけだと思うんですけども、それでこれだけの充実したサービスを提供していると。本市の場合も大変素晴らしい保健師さん、また栄養士さん等がいっぱいいます。また、健康管理課の職員の方が順番制で、そういった常設的な、いつ来ても市民の皆さんに健康相談、健康へのサポートができる、こういった体制ができればと思うんですけども、その点、市民部長いかがでしょうか。

○市民部長（小倉 裕君）

常設の健康相談室につきましては、先ほど市長が答弁したとおり、ちょっと今のところ計画はございませんけれども、私どもの方も年間通しまして、窓口で、今、鳴門市さんのような体制はとっておりますけれども、ただ、その骨密度の測定器、そういうものについては器材がございませんので、年1回の健康まつりでしかやっておりませんけれども、そのほかの相談につきましては、常時電話あるいは窓口相談ということで、専門職のスタッフが常時、月曜日から金曜日までなんですけれども、8時半から5時半までは一応対応しておりますので、今のところ、そういう体制で進めてまいりたいと思っております。

○川上雄次君

その体制を一步進めて、わかりやすい形で市民の皆さんが、いつ行ってもサポートしてもらえるなど、そういうような形で構築させていただければ、健康安全都市宣言の八街としても大きな看板になると思うので、また、保健センターの2階等の部屋を使えば、すぐにできることではないかなというような感じもするんですけども、ぜひとも研究していただいて、そして、できれば、そんなに大きな予算がかからずできることだと思いますので、取り組んでいただきたいと、このように要望いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山本邦男君）

以上で、公明党、川上雄次議員の個人質問を終了します。

会議中でありますが、ここで10分間の休憩を行います。

（休憩 午後 2時02分）

（再開 午後 2時14分）

○議長（山本邦男君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

山本総務部長より発言を求められておりますので、これを許します。

○総務部長（山本重徳君）

先ほど、川上議員の中で「頑張る地方応援プログラム」についての質問がありましたが、その中で単年度で3千万円の交付税措置を3年間措置するというような、このプログラムの内容はなっております。それで、本市では平成19年から21年、3カ年を公共交通充実プロジェクトといたしまして、ふれあいバスの事業を申請いたしました。それから、今年から来年、平成21年度まで2カ年の事業といたしまして、コンビニ収納、それから戸籍電算化の事業の2つの事業を追加いたしまして、申請しているところでございまして、新たな事業を加えることなく、平成21年度も3千万円の交付税措置をクリアできますので、平成21年度は先ほど申し上げました3つのふれあいバス・コンビニ収納・戸籍電算化の事業を平成21年度も継続して申請していくということでございます。

○議長（山本邦男君）

次に、古場正春議員の個人質問を許します。

○古場正春君

こんにちは。ランナー議員の古場正春でございます。傍聴の皆さん、行政にご協力いただき、本当にありがたく、ご苦労さまでございます。

私は、いろんなところで走るのに参加しておりますが、遠いところは別として、千葉市、四街道市、佐倉市、富里市、山武市がすごい発展でロードレース、また道の整備をやっております。

そこで、質問でございますが、質問事項1. スポーツ振興について。

（1）八街市ロードレースの見直しはいかがか。①走る楽しさ、魅力あるロードレース大会はいかがか、お伺いいたします。よろしくお願いします。

○教育長（齊藤 勝君）

質問事項1. スポーツ振興について答弁いたします。

（1）①ですが、ロードレース大会は、耐寒トレーニングの一環として、走る楽しさ・喜びを知るとともに、相互のふれあいを深め、あわせて健康増進と体力の向上を目的に開催され、本年度で31回を数えました。

本大会は10キロメートルの部、3キロメートルの部、2キロメートルの部の3コースで11部門を設け、年齢層を区分しているほか、親子で参加することができるようファミリーの部を設けるなど、多くの方が参加できるよう配慮しており、本年度は277名の参加をいただきました。

今後とも、1人でも多くの市民の方に参加していただけるよう関係団体とも協議し、改善してまいりたいと考えております。

○古場正春君

答弁ありがとうございました。これは、遠い東京のことでございますが、3月22日の東京マラソンがございまして、これは、全世界から、これは第3回目なんですけれども、世界から26万人相当の応募がありまして、3万5千人が東京の都庁から3月20日に走りますが、

これはすばらしい大会でございます、1回、2回目はですね。私も3回ほど応募しましたが落選で残念な思いをしております。ただボランティアとして、私は参加させていただいております、今のところは。今年も行く予定でございますが、まだ終わってみたいとわかりませんので、その東京マラソンを立ち上げるには、東京都知事がスタッフを連れて、ニューヨークシティマラソンに視察に行かれました。それで、先導車に乗ってニューヨークシティマラソン、これは世界的に有名な、1週間で約160億円から200億円の経済効果をもたらすニューヨークシティマラソンですけれども、話を聞きますと、そこに行かれて研修をされたと。それで、東京マラソンを立ち上げたのでございますが、この八街のロードレースは31回なんですね。私も1回目からずっとじゃなくて、ちょこちょこ参加させていただいておりますけれども、本当に最初の方はよかった。ただ31回目も私は90分で走ろうと。ここには時間制限がないというから、90分で走ろうと思って走らせていただいたんですけれども、70分ぐらい、ちょっと早かったんですね、20分ぐらい早くつきまして、ただぽつんと1人しか走っていないんですよ。といいますのは、59人しか10キロを走りませんでしたので、ばらばらなんですね。

この東京都知事はニューヨークに視察に行かれましたけれども、毎年ロードレースを2月11日の建国記念日に八街でやっておりますが、何回か市長はどこか、富里でも四街道でも視察に行かれましたか。

○市長（長谷川健一君）

私は視察には、改まって行きませんが、印旛郡のマラソンは12月には、印旛駅伝とか、いろんな昔は佐倉を出発して、木下まで行って、復路をやった、そういう駅伝とか、いろんな周辺の駅伝は伴走したこともあるし、また見にいったこともあるし、しかしながら市長になって改まって駅伝の視察に行く日程も入ってしまして、この頃、佐倉の12月駅伝大会、佐倉スポーツセンターからある、それも時間がなくて重なりまして、教育長にお願いして、私は行きませんが、駅伝は見ております。

○古場正春君

私は駅伝ではなくて、ロードレースの話をしているんです。

齊藤教育長にお伺いしますけれども、このロードレースのとき、教育長走りますかと言ったら「いや、主催者だから走れない」と。主催者をやめたら走ると言われましたけれども、この主催者として、近くのロードレースの視察に行かれましたでしょうか。

○教育長（齊藤 勝君）

既に31回やっておりますので、私はあえて視察には行っておりません。

○古場正春君

31回といいましても、教育長は4年、八街に教育長としておられるんですから、ほかのロードレースは全然わからないということですので、31回やっても50回やっても、これは全然変わらないと思うんです。今度は277名が参加したといいましても、これ学生を引くと125名なんですよ、一般市民がですね。そこで、2月11日で31回のロードレース

を迎えたが、過去の参加人数がわかりましたら、過去3、4年でいいんですけれども、よろしくをお願いします。

○教育次長（尾高幸子君）

平成18年度、29回が255名、19年が246名、20年が277名と本年度は、ここ3年間で最高の人数でございます。

○古場正春君

ありがとうございます。最高と言いましても、そんなに変わってはないんですね。

時間がありますので、平成20年6月22日、隣町の富里市で、25回目のスイカロードレースが行われました。参加人員は1万2千230人と。その前の年は約1万5千人ぐらい。それで、黙って放っておくと2万人にもなるぞと。これでは、安全面で管理もできないしということで、1万2千人に縮められたんですね。それだけ魅力があるんですよ、隣町なんです、これ八街の地続きなんですよ。それで、来場状況を見ますと、自家用車が2千400台、これは工業団地の駐車場をお借りして、それから待ち時間ゼロで100円でシャトルバスが出ているんです、送り迎え。これはすばらしいです。八街より人口の少ない富里さんで、こんなすばらしいことをやっている。

それから、手荷物預かり利用数が3千20件と。それで、またすばらしいのは、ドクターヘリポート、これが6カ所なんですね、すばらしい。それで、自動体外式除細動器が23台、スイカ使用個数、これは選手以下、だれでも来た方に食べさせるスイカなんですけれども、2千888個、これをなんせ5、6枚ぐらいのスイカを皆さんに、1枚、2枚じゃないんですよ。食べたいだけ食べなさいと。本当にすばらしい大会なんです。それで、協議役員数が約1千500名でございます。

そこで、八街ロードレースの自動体外式除細動器は何台用意し、協議役員は何名だったのか、お伺いいたします。

○教育次長（尾高幸子君）

申し訳ありません。人数の把握はしておりません。しかし、八街のロードレースはロードレースなりに、すごく私はいいなと思っています。

○古場正春君

これはすばらしいんですよ、31回続いているんですから。だけど、ランナーにすると、ランナーがいっぱいいますけれども、「八街を走りましょう」と言ったら「いや、走らない」と。「何で」と言ったら「道路は悪いし、魅力はないし」と。それで、よそに1万円払って走りに行った方がいいという人がたくさんいらっしゃるのです。それで、やはりそういう走りなさいと言って、昔も今も同じで、今、自動体外式除細動器なんて富里さんは、給水所から本部席からいろいろ用意されておられるんですよ。それだけ、サービスが行き届いているんです。水分補給も2キロに1回やっておられるんですよ。それで、最後の給水所ではスイカを食べなさいと言って、スイカを食べさせる。この富里さんだけじゃない。千葉市の大会は野球場ですね。マリンスタージアムからスタートするんですけれども、これもまたすば

らしい。四街道、それから山武市、これもまた素晴らしい大会をやっております。これは、八街につながっている土地ですから、遠いところとは言わないですけども、山武市は今年、昨年11月で3回の大会をやったんですよ。それで、10キロ走るのに517名、ファミリーでは196組。八街はどうかというと、10キロで59人ですよ。それからファミリーの部で11組なんですね。それで、山武市さんは給水所はコースに10キロで3カ所。それで、ゴールしてから1カ所なんですね。それから、今年はニンジンとネギ、その前の年はニンジンとレタスを参加者皆さんにあげたということで、いろんな工夫をして、まちおこしのためにやっております。それで、四街道さんも、今、4、5千人が走られている。去年は600人も増加したと、そういうデータも入っています。

それで、千葉市、佐倉市はいいとして、先ほど過去3、4年の参加人員をお聞きしましたが、そんなに変わっていないんですね。八街市のロードレースでは、参加人数が多くない理由は何かと。また、走り終えた選手に、来年も参加したいという感動を与えたかどうか、教育長よろしくお願いします。

○教育長（齊藤 勝君）

ロードレースで、まず問題点として挙げられるのは、私、女性の参加が非常に少ないということ、いつも思っておりました。といって、走る女性が少ないわけじゃないんです。朝歩いていても、ウエットスーツに固めたご婦人方が健康管理のためのジョギングやウォーキングやランニングをしている姿というのは、たくさん見ますので、ああいう方々は、このロードレースに参加してくれないかなということは、いつも念じているんですが、多分、健康管理のために走るのと、ロードレースのレースということが、やはり大きなギャップがあるのかなと。例えばジョガー、これは歩きます。あるいは走りますが、レースではありません。ランナーもそうです。ところが、ロードレースはレーサーです。ですので、自分たちは健康のためには走るけれども、レースはしないよという人が多いんじゃないかなと思いますので、これから、ですから私は女性の方を入りたいなと。それも健康管理のために気楽に走ってというような、そんなレースにしたいなと思っておりますので、そういったような内容について、どの程度できるかわかりませんが、ちまたで走っている人たちを、「今度、八街のロードレース、走りましょうよ」みたいなことはやりたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

なお、走り終わった後、どうなのかということですが、やはりみんなゴールする方は、本当にゴールした後、本当にすがすがしい顔をしていらっしゃると思いますので、大いに走り終えた満足感というのは持っているんじゃないでしょうか。以上です。

○古場正春君

ありがとうございます。満足感があれば増えるんですよ、これ絶対。魅力があれば、これは絶対増えるんです。遠くまでも走りに行くんですよ。増えないということは、やはり何でもそうなんですが、小さな祭りでも、「わっしょい、わっしょい」やって、それを達成すると、そのときは素晴らしいんです。スポーツでも何でも、やった後は素晴らしいんです。だ

けど来年も来たいということにつなげないと、進歩がないと思いますね。

それで、ロードレースといっても、八街の場合は走る楽しさでしょう。それから、喜びをともに分け合うということだから、90分でも1時間かけても、2時間かけても楽しく走るということでもいいんじゃないですか。それで、八街市のロードレースは市民が対象のレースですが、参加資格をなくして、ほかからも、他市で行われているロードレースみたいな、市民だけではなく、だれでも参加できるロードレースと、まちおこしの一環として特産物、八街の落花生は八街産落花生として特許庁の地域ブランドに認定されております。このピーナッツをPRするために枠を広げて、もっとすばらしいロードレースをやったらいんじゃないかと思います。それは、どこもやっていないんだったら、これは関係ないですけども、皆さんそれで、山武市だって、四街道だって、富里だって、特産品を大いにPRしているんですよ。富里のスイカはすばらしい。朝行きますと、もう山ほどに積んだトウモロコシが、帰り12時頃には全然ないですよ、売れてね。

だから、そういう活力ある、ニンジンでもいいですよ、山武市みたいに。せっかく八街落花生が特許庁の地域ブランドに認定されていますから、これを全国にインターネットだけじゃなくて、そういうのでも宣伝してPRすると、10年先、20年先はすばらしい大会ができると思うんですよ。

○教育次長（尾高幸子君）

今、古場議員さんの中で、いろんな特産品と。これは、私どももとっくに考えています。キャロットジュースの部分にした方がいいのかな、あるいはピーナッツがいいのかと、いろんな部分で考えは模索しているところではございますが、まだ実施には至っていないという中で、今後いろんな関係機関と連携をとりながら考えて、やはり八街の特産ピーナッツ、あるいはキャロット等々も地産地消も含めた中でPRしていく必要性というのは、もう認めているところでございまして、前回の議会でも質問が出されておるように、やはり必要性を認めた中に、やはりここの中で一番必要なのは何かと。先ほど古場議員さんにもおっしゃっていただいたようにボランティアの方、それと体協の主管とするところの中で、どのようなことができるのか。やはり、アイデアを出し合わないといけない。今一番いい大会でという中も、私は思っておりますけれども、これをどういうふうに地産地消も含めた中で八街をアピールできるのか。これは、もう本当に切実な問題であって、検討していく中はもちろんやってございますので、それらを今後、また関係機関、体協等とも十二分に話し合いながら、また、コース等についても、今後はスポーツ振興課がスポーツプラザに行くこともありますので、その辺も含めると、コース、あるいは先ほども話がありましたが、1万円出しても行きたいんだと。確かにそうです。よその市町村は3千500円、4千円、1万円という料金をとっています。八街の場合は200円ですから。あるいは無料という中で動いています。だから、その辺も含めての中で、トータル的にやはり考えていながら、物は進めていかないと、行事というのは多くの方の協力を得ないとできないということがありますので、その辺を十分認知した中でやっていきたいと思っております。

○教育長（齊藤 勝君）

すみません。おわびなんですけれども、先ほど私と古場議員さんとの間で、いろいろロードレースは市限定だからねという言い方を私はいたしましたけれども、それは間違いでありまして、多くほかから参加はどんどん受け入れております。同市は10キロの部で、他市から「制限時間は設けていますか」という質問があったので、「設けていない」ということで、チームで参加をしていただきました。そういった意味で、広く門戸は広げております。私の先ほどの会話が不十分でした。おわびいたします。

○古場正春君

ここに参加資格とあるんですよね、参加資格。鴨川あたりは千葉県第1回が今年あるんですけれども、参加資格があるんです。鴨川は今年は第1回をやるんですけれども、千葉県全体から来なさい。だれでもいいですよ、中学生でも高校生も一般の方もというように参加資格を設けていないんですよ。10キロは、これ参加資格設けてあるんですけれども、その参加資格を設けたって59人ですよ。だから、そこらあたり、先ほど教育次長からお聞きしたように、何事もこういうことをやるにはボランティアなんです。ボランティアがいるから表舞台が晴れるんですね。だから、ボランティア精神というのを八街の皆さんに、育てるためにも、このロードレースをやると。給水所に10人、10カ所作ると100人と。そういうふうになんてボランティア精神が植えつけてこられる。それで、1千人も走るとコースが10コースもゴールのときには必要なんです、レーンが。そこに5人、10人の人がボランティアでストップウォッチを持って押して、2、3人の方が記録をすると。そういう時代じゃないですね、今バーコードの時代だから。だけど、昔はそうやっていたんです。それでボランティアの人がどんどん集まってきたんですね。

それで、31回の八街ロードレースと八街市の流れはよく似ているんです。31年前も今も八街市の道路事情は同じです。それで、この近隣市町村には盛大にされ、本市の貧弱さはどういうことでありましょうかと。同じ市民の血税とも言われる税金を使いながら、このていたらくは、これでは税金のむだ遣いと言われてもしょうがないではないでしょうか。私が、いろんなランナーから聞きますと八街のロードレースはひとえに魅力がないと考えられます。当然、レース自体も31年前と同じであり、ランナーが走る道自体も走るところという条件がなく、整備はおろそかであります。今の時代はアナログではなく、デジタル時代でどんどん進化しています。また、基盤整備についていえば、無計画な都市計画による乱開発、ちょつとの雨が降れば道路は水浸し、ちょつとの風が吹けば街中砂ぼこりで、例えを挙げてみますと、県道のことでありますが、主要地方道成東・酒々井線のバイパス工事なども数十年もたっています。数十年ですよ、十数年ではないんですよ、数十年たっているんですよ。普通は県の事業にしても、国の事業にしても、地元の市町村が率先して用地買収の手伝いや計画の説明会のおぜん立てをして、事業に協力しているんです。これは、こういうすばらしい道路を作ると、立派なロードレースができるんです。また、魅力あるロードレースができるんです。そのために質問しているんです。

そこにいくと、我が八街市は市長自らが、市町村合併など、国や県の事業に全く協力もせず、無気力にふるまって、全くの…。

○議長（山本邦男君）

古場議員に申し上げます。通告による一般質問の範囲を超えていますので注意します。

○古場正春君

変わらない八街のロードレース、変わらない八街市について、八街市長の責任はどう思いますか。

○市長（長谷川健一君）

ロードレースについては、私の責任ではありませんけれども、立派なことを言う古場さんも、もう少しルールを守った方がいいと思います。この間、市民憲章のときも申しましたけれども、それと確かにピーナッツ駅伝も出ております。しかし、そのときも古場さんのチームについては、非常に決まりごとを守らないで、これは失格にしようか、どうしようかという、そういうふうに関員が審議をして、それがそのチームのトップは議員なんですよ、古場議員なんですよ。そこで、そのときは認めたようですけども、そういう何時何分までに、ひとつ選手のことを報告してくださいとか、そういう決まりがあるわけですから。それで、後で今後何だかんだ言って、それは認めたようですけども。しかし、私はわきで聞いていて、それについては、私は担当ではありませんから聞いていましたけれども。

ですから、こんなところで、そんな立派なことを言うなら、自らもっと、そのマラソンをロードレースを駅伝を盛大にするということであるなら、自分の身を正して、もっとちゃんとした、そういうチームを作って、自らロードレースの活性化を図っていただくのが、私は一番すばらしいと思います。

富里のスイカロードレースについて、スイカマラソンを始めた山田さんという人が、まだあんなに大きな大会にならない、1人で駆け足をやっている頃から私は知っているんですよ、よく知っているんです。山田さんは、今それについては、あのスイカマラソンはおれが始めたんだというふうに言っています。確かに、それはそのとおりです。そういう1人のそういう人がいて、ああいうふうに大きくなったわけですから。古場議員がランナー議員、ランナー議員って掲げてやっているなら、古場議員自らランナー議員ですから、ランナー議員が先頭に立って、そういう組織を作るのが、これがやはり議員の使命、リーダーの使命だと、私は思っております。

それと、先ほど道路についてですけども、私どももお願いしておりますけれども、県が道路整備を始めたのに対して、用地買収については、どんなに忙しくても市はちゃんと県にお願いされれば、交渉に行ったり、いろんなことをしています。それは、今言っていることは、古場議員が八街の職員の実態を議員でありながら知らないから、そういうことを私は言っているのではないかと思うんです。全くこんなこと議員が言ったら、一般の人から議員は何をしているんだと言われますよ。これは、今、343道路についてもみんな八街市に協議をして委託をされて用地交渉、どんな大変なところにも、そんなところへみんな市が行って

いるわけですから。しかしながら、県が計画しないものを私どもが計画してくれとお願いします。計画しないものは、県道については手のつけようもございません。それと、先ほど、今ロードレースを30何年やった線路わきの道路ですけれども、あの道路も30何年前とは違っております。30何年前は線路のわきに桜の木が出ていまして、あそこは桜並木で、あの道路を作るときには何で桜の木を切るんだという、こんな市民の方からおしかりを受けて、しかしながら、やはり通学道路で歩道が必要だということで、桜の木を切って今の歩道を作ったわけでございまして、ですから道路だって30何年も前からとは変わっております。

それとまた国道409号が混んでいて、本来であればロードレースの魅力というのは、やはり人がいっぱいいる、家がいっぱい建っているところをみんなが走って、みんなが道路に応援に出てきてやって、それが本当に張り合いがあるわけですが、八街の場合は道路のいいコースが、走るいいコースがなくて苦慮して、ですからピーナッツ駅伝も、もとは朝陽小のところを出発して、ぐるっと回ったり、この国道409号を回ったりしたこともあるんですけれども、ここが交通渋滞になって、警察との協議が整わなくて、やむを得ず、しょうがないから、スポプラから南部の方を回るようにしました。そうしますと、やはり走る選手は観衆がいまないので、張り合いがないというようなことも聞いております。ですから、今度343の道路でもできて、これが道路が一回り完成したときには、また立派な、いいコースもできると思いますけれども。

そんなことで、私どもがやるとか、やらないではなくて、やはり自ら私たち、市民憲章にあるとおりなんです。私どもはできる限り、みんなの安全を確認しながら、そういうすばらしい大会ができるようにと思っています。

それと、もう1点、このスポーツについては、自分で親しむスポーツと競争、大会的な記録を出すスポーツとございます。しかし、参加する人は恐らく一番後で入ってきても、楽しさがあるから、また駆けるんだと思いますよ。それは、古場議員が一番よく知っていると思いますよ。この間、駆けてくれたんですから。それでやはり今言うということは、駆けても一番後から入っても魅力があるから、やはりそれを言うとは私は思っていますから。ですから、駆ける、スポーツをやる人は勝負に出る人と、やはり勝負はとにかく、自分が参加をして満足を楽しむ人と、そういう二通りあると思うんですよ。ですから、それは一概に魅力がないから出ないとか、魅力があるから出るとか、それは個人差だと思うんですよ。まして、八街の場合には、要するに八街のスポーツは健康づくりのために、ソフトボールからいろんなスポーツをみんなで行おうということでやって、それでみんなマラソンも駅伝もやろうというようなことで始めて、一時はもっと霜解けするところをみんな駆けたときもあるんですよ。それでも、そのときの方が参加人数は多いときもございました。ですから、これからは皆さんのいろんな意見を聴いて、できる限り、そういうスポーツに親しんでいただくために、いいコースを検討しながら、またみんなが参加しやすい、またみんなが楽しめるスポーツ。そして、またそういう中から、すばらしい選手が出ることが、私は望んでいるところでございまして、ですから、これからは駅伝とか、そういうロードレースとか、そういうことではな

くて、いろんなスポーツをやはりやって、八街市の健康づくりにも寄与してまいりたいと思います。以上です。

○古場正春君

この質問は駅伝じゃないんですが、駅伝のときは2チーム出ました。それから、大谷流の人が何分か遅れてきたということでおしかりを受けました。2チーム出すということは、これは千葉マリンマラソンがありますので、これは大変なことで、それで、そのときは1人の方が時間には間に合ったんですけどもね。

それで、今後は要望でございます。他市ではロードレース参加として3千円から1万円程度の徴収をしていますが、参加費が安いとか、高いのではなく、その町、またロードレースに魅力があれば、金額は先ほども言っていますが、関係ありません。八街市も魅力ある街で、来年も八街市のロードレースに参加したいと言われるような街づくり。八街市議会議員の皆さまは、八街市の発展のため活動されておりますが、今年もピーナッツ駅伝、2月1日には福祉まつり、2月11日は八街市のロードレースが行われました。議員の皆さんは何名参加されましたか。いろいろな行事が、これからもあります、お忙しいとは思いますが、魅力ある八街市を作るため、八街市議会議員の皆さんが率先して、ボランティア活動に参加されますようお願いいたしまして、これは要望でございます。これで、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山本邦男君）

以上で、古場正春議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午後 2時53分)

(再開 午後 3時02分)

○議長（山本邦男君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、桜田秀雄議員の個人質問を許します。

○桜田秀雄君

議席番号1番の桜田秀雄でございます。和やかな古場議員の質問の後に大変厳しい質問になろうと思いますけれども、よろしくお願いをいたします。

私は、市政の将来像を描く上で、重要な自治基本条例について質問通告をしておきましたけれども、取り下げていただき、住民監査請求制度の目的及び八街監査委員報告第2号について質問をさせていただきます。

平成20年4月7日、前年8月26日に執行されました八街市議会議員選挙において、公費で負担されます選挙運動用自動車の燃料費及び選挙用ポスター作成費について不当に請求され、市に損害が生じている可能性があるとして、市内の3市民団体から住民監査請求が提起されました。

監査委員は即日受理し、調査されたわけではありますが、結果はご存じのように棄却されました。2006年、全国で提起された住民監査請求は1千19件、うち、認められたのは64件、わずかに6パーセントです。この狭き門に素人の市民の皆さん方が、身銭と労力を惜しまず、市政の健全化のためにご努力されたことにより、54万236円の血税が市に返還されました。心より、3市民団体の皆さんに敬意を表するものであります。

そこで、質問ですが、（１）住民監査請求制度の目的と仕組みはどのようになっているのかお尋ねをいたします。

監査結果が公表された6月6日、議会選出の監査委員から_____

_____議員辞職願_____たとえ
今回の監査から除斥されていたとしても、監査委員の職務にあることに変わりはなく、公正不偏の立場を求められる監査委員の発言に驚きを禁じえません。

また、6月27日、深夜には、架空の団体名で「監査請求は棄却だ。切って捨てられた」とする差出人不明の怪文書が市内全域のポストに投函され、「何も問題はなかった」とする主張が声高らかに流されております。

こうした状況の中で「刺すぞ、火をつけるぞ」との脅迫状が相次ぎ、警察の警備を受けながら異様な生活を今は余儀なくされております。_____

市民団体が提起した住民監査請求に正当性はなかったのでしょうか。

2月1日に発行されました八街市議会だよりをござんいただいた多くの市民から、何が起きているのかよくわからないとの声も寄せられています。「棄却」の二文字だけがひとり歩きし、その中身が市民の皆さんに伝わっていないように思われますので、先に公表されました八街市監査委員告示第2号を検証してまいりたいと思います。

そこで質問ですが、請求人の主な請求内容、監査の対象事項、監査結果についてお尋ねをいたします。明解なるご答弁をお願い申し上げ、1回目の質問を終わります。

○監査委員事務局長（江澤弘次君）

桜田秀雄議員の質問にご答弁申し上げます。

質問事項1. 住民監査請求制度について。（１）制度の目的と仕組みについて。

住民監査請求につきましては、地方公共団体の長、その他の職員の違法もしくは不当な財務会計上の行為または怠る事実につきまして、その監査と予防、是正等の措置を監査委員に請求する権能を与えた制度でございます。当該地方公共団体の適正な行財政運営を確保し、もって住民全体の利益を確保することを目的としております。

なお、監査請求につきましては、その内容を請求人に対し通知し、かつこれを公表することとなります。

また、請求人においては、地方自治法第242条の2第2項の規定によりまして、監査委員の監査の結果または勧告に不服がある場合には、監査の結果の通知があった日から30日以内に裁判所に対し、訴えをもって請求することができることとされております。

次に（２）でございますけれども、平成２０年４月７日付で提出されました八街市職員措置請求の内容につきましては、平成１９年８月２６日執行の八街市議会議員選挙に係るポスター作成費及び選挙カーの燃料費の支払内容を調査・検証し、不当に支払った公金を回収すること、並びに関係条例の改正について市長へ勧告するようにとのことでございました。

この請求を受け、監査委員はポスター印刷代及び選挙カー燃料代の公費負担が適正に行われたか、候補者が印刷業者から不正請求に関して金員を受領したか、ポスター印刷代及び選挙カーの燃料代を公費負担することにより、市に損害が生じたかにつきまして、監査の対象といたしました。

監査の結果、監査委員は請求人の主張は理由がないものとして「棄却」と判断いたしまして、平成２０年６月６日付で、請求人に既に通知して、かつこれを公表したところでございます。以上でございます。

○桜田秀雄君

それでは、自席からでございますけれども、再質問をさせていただきます。

１２月議会で、監査結果に不服があるのであれば、住民訴訟ができる。なぜ提起しなかったのか、このような質問がございました。今もお話がありましたように、ごもっともな話でございます。

３市民団体で行いましたので、報告書の公表後、さまざまな意見がございました。不正行為はあくまで正すべきだという意見や、あるいは問題提起をしたことで、次の選挙では候補者も業者も同じ過ちを二度と起こさないだろう。ここは議員の良識を信じ、大人の対応し、様子を見ようではないか、こういう意見があったためであります。

その後、残念ではありますけれども、監査委員からの意見の中に「制度の公平性・公正性・明瞭性のある運用を求める」との意見を率直に受け止め、再発防止策など建設的な議論を期待いたしましたが、

こういうことで質問をさせていただきます。

私は、今回の住民監査請求に際し、市民団体より事実関係についての意見を求められましたので、上申書という形で請求人の陳述の際に、請求者の皆さんに託させていただきました。

その内容は、選挙後の１０月１０日、契約業者からの連絡で、八街市に請求した選挙用ポスター作成費、３８万７千２７３円について過大に請求されていたことが判明したこと。

２つ目に、事実判明後、受け取りを拒否。契約の当事者として責任があることから、同業者に対して、市に返還するよう強く求めてきたが拒否されていること。

最終的に返還手続を拒否する旨のファクスをいただき、私の努力にも限界が達したこと。よって、過去７回に及ぶ返還への要求の経緯を列記して、宙に浮いている公金、２０万８千７７３円を監査委員の手で回収をしていただきたい。こうした上申書でございます。

監査委員にお尋ねいたしますが、監査の対象事項についてお尋ねをいたします。

監査事項の対象事項について、先ほども答弁がありましたけれども、請求者は事実証明目

録として、岐阜県山形市の選挙公費不正請求調査報告書を提出されています。その主な内容は、多くの候補者がはがきや、他の印刷物など、目的外に流用された記述が寄せられています。この目的外流用についても監査の対象にされたかどうか。

○監査委員事務局長（江澤弘次君）

山形市は山形市でございまして、八街市とは違いますので、私の方は請求人の請求に従って監査委員が監査したと。監査結果は、先ほどご答弁申し上げたとおりでございます。

○桜田秀雄君

次に、選挙ポスター作成費についてお尋ねをいたします。

関係人調査、4ページでございますけれども、候補者Eに対し、関係人調査を行ったところ、平成19年10月16日、ポスター印刷業者Fから、ポスター印刷代のうち20万8773円が余ったので返したいとの連絡があり、自分自身よくわからなかったが受け取った。その後、自分の今の立場、議員になった、いわゆる公職についたということでしょうか。からも、受け取るべきではないと思い、平成19年11月26日、印刷業者の口座に振り込んだとあり、監査委員は銀行通帳の写しにより、20万8千773円の受領と返金及び日付について目で確認したと記載されています。

選挙管理委員会にお尋ねをいたしますけれども、印刷業者F、この方は平成20年5月16日に、市に2名の候補分として、40万7千546円を返還されています。私の分と、そのほか、どなたでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（加藤多久美君）

ただいまの質問の点につきましては、公文書公開で開示できる情報でございますので、この場での答弁は控えさせていただきます。

○桜田秀雄君

今、市民の税金の使われ方を議論しているんです。市民の税金を使って、公費に使う。そういう手続について使ったお金でございます。教えてください。

○議長（山本邦男君）

暫時休憩をいたします。

直ちに議会運営委員会を開催いたしますので、関係する委員は、第2会議室へ集合をお願いします。

（休憩 午後 3時17分）

（再開 午後 3時50分）

○議長（山本邦男君）

会議を開く前に、江澤監査委員事務局長より、発言を求められていますので、これを許します。

○監査委員事務局長（江澤弘次君）

先ほどの質問事項1、要旨（1）の答弁の中で、「なお、監査結果につきましては」と申し上げるべきところを、「なお、監査請求」というふうに間違えましたので、訂正させてお

わびを申し上げます。以上です。

○議長（山本邦男君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

桜田秀雄議員に申し上げます。監査請求提出団体と議員に関係があります。先ほど監査委員事務局長より答弁があったとおり、監査報告に対し、不服があるならば、不服申し立ての制度があります。申し立てをせずに、議場において詳細にわたり質問することは、議員の見識・モラル・良識の範囲を超えていると言わざるを得ません。また、議員として質問することは、職権の乱用につながります。

以上のことから、議長の議事整理権により、質問事項（２）については、これ以上、発言を控えるよう注意します。

○桜田秀雄君

監査請求を行ったのは、３市民団体であって、市民団体が住民訴訟、いわゆる１カ月以内に行わない。それは、理解できますけれども、私は、今、議員として、この監査委員から出された報告書、この内容を検討してみようと、そういうことでございますから、今、議長が言われたことは、当てはまらないと、そのように思うんですが。

○議長（山本邦男君）

質問事項１、住民監査請求制度について、（１）の制限の目的と仕組みについては結構でございますけれども、質問事項（２）については、これ以上の発言を控えていただきたいということです。

○桜田秀雄君

市民が納めた税金の今使われ方を、私は議論しているんです。今、言われた議長の発言というのは、そうした趣旨に反する行為だと思うんですが、それでも質問できないんですか。

○議長（山本邦男君）

議員としての立場として注意したものでありますので、これは職権の乱用をすることにつながります。

ほかに質問ありますか。

○桜田秀雄君

今回、一般質問の通告書に当たり、代表監査委員の出席を求めたわけですが、これができなかった理由は何ですか。

○監査委員事務局長（江澤弘次君）

私は、監査委員の命により、委任を受けて出席したわけでございます。以上です。

○議長（山本邦男君）

ほかに質問はありますか。

○桜田秀雄君

まだ、質問時間がありますから、ちょっと待ってください。

○議長（山本邦男君）

ほかに質問はありますか。

なければ、議長の議事整理権によって、桜田議員の質問を終了します。

以上で、桜田秀雄議員の個人質問を終了します。

この定例会に通告されました一般質問は、これですべて終了しました。

日程第2、休会の件を議題とします。

明日3日は、議事都合のため休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（山本邦男君）

異議なしと認めます。

明日3日は、休会することに決定しました。

本日の日程は、すべて終了しました。

本日の会議はこれで終了します。

4日は、午前10時から本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。

長時間ご苦労さまでした。

(散会 午後 3時59分)

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問
2. 休会の件